

「板橋区障がい者計画 2030」及び 「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」の素案について

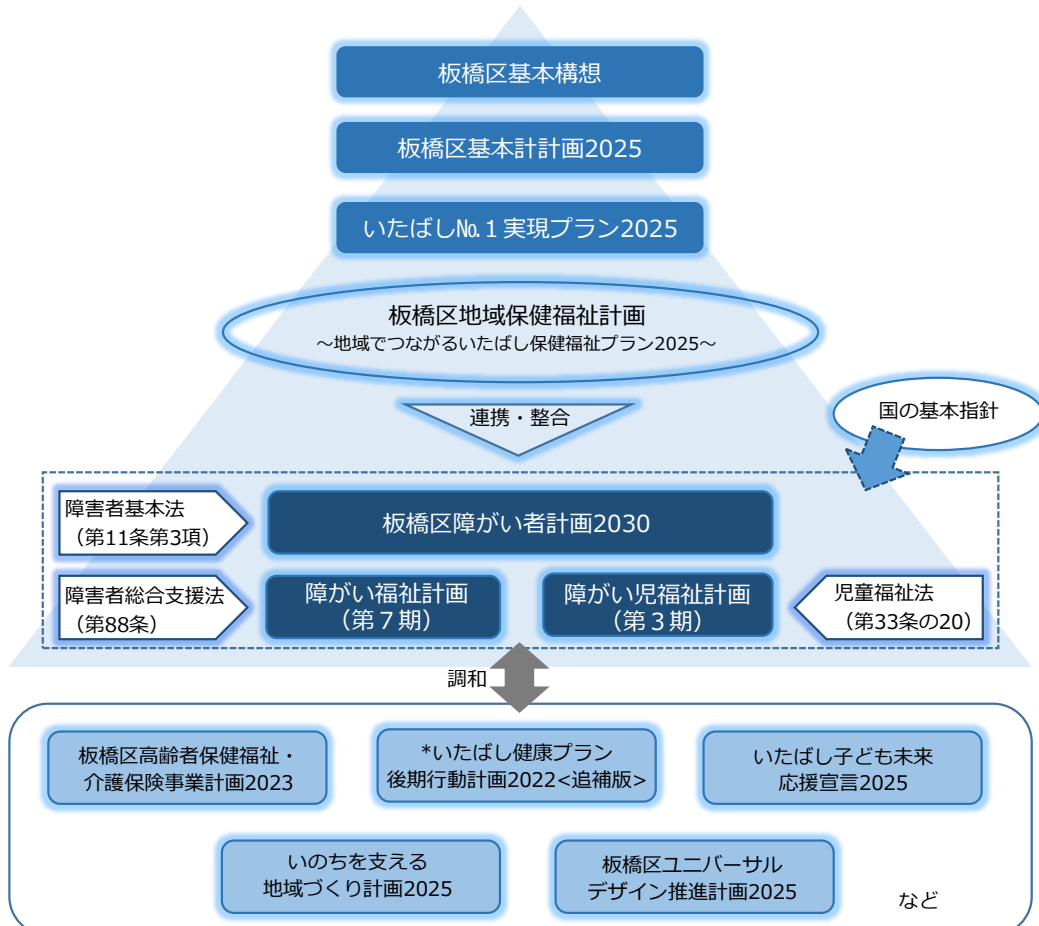
1 策定の背景・目的について（本編3～4ページ）

障がい者を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化（医療的ケアが必要な障がい者を含む）、発達障がいや強度行動障がい、医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化している。

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、区の地域福祉を持続的に推進していくため、SDGs がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、地域力を生かした地域共生社会の構築をめざしている。これを踏まえ、現行計画においては、地域生活支援拠点等の整備や、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）の開設などの取組を進めてきた。

今般、「板橋区障がい者計画 2023」及び「障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」の計画期間が令和5年度末で終了することに伴い、これまでの計画期間でみえてきた課題とこれからの方向性を照らし合わせ、地域共生社会の実現に向けて取組を進めていくため、令和6年度からの新たな計画を策定する。

2 計画の位置付け（本編6ページ）



*…いたばし健康プラン後期行動計画2022<追補版>の期間は、令和7（2025）年度まで。

3 「板橋区障がい者計画 2030」及び「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」の素案について

令和5年8月の板橋区地域保健福祉計画推進本部にて審議した計画の骨子案をもとに、庁内での協議に加え、外部検討組織である「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」及び「板橋区地域自立支援協議会」の意見を踏まえ、本計画の素案を作成した。

(1) 基本理念・基本目標（本編 29～30 ページ）

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

これまでの計画期間でみえてきた課題と、これからの方向性を照らし合わせ「障がい者計画 2030」においても引き続き基本理念の実現をめざし、取組を進めて行く。

また、基本理念を具現化するために、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていく。



認め合い



(2) 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目と計画事業（本編 39～72 ページ）

いたばしNo.1 実現プランにおける重点戦略や地域保健福祉計画における重点施策のほか、「障がい者計画 2023」における事業の進捗状況を踏まえた課題や、板橋区障がい者実態調査結果や板橋区障がい福祉計画等策定委員会、板橋区地域自立支援協議会などの意見、国の基本指針を踏まえ、次の5つを重点項目と位置付ける。

また、計画事業については、現行計画において着実な成果を上げるなど、今後も継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に寄与する事業などを選定している。

なお、障がい者計画 2030 においては、現在調整中の事業もあるものの、22 の新規掲載事業を含めた約 140 事業を位置付ける予定である。

重点項目	主な事業
1 相談支援の充実 (基本目標 1)	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援・障害児相談支援の充実 ●強度行動障がいの支援体制の構築
2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実 (基本目標 1)	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援センターの機能充実 ●インクルーシブ教育システム構築の推進
3 障がいのある人の就労の拡充 (基本目標 2)	<ul style="list-style-type: none"> ●区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進 ●チャレンジ就労の推進・拡充 ●作業所等経営ネットワーク支援事業の充実
4 多様な生活の場の整備 (基本目標 2)	<ul style="list-style-type: none"> ●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備 ●緊急時の相談支援体制や受入体制の整備・充実 ●個別避難計画の作成・更新
5 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進 (基本目標 3)	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者差別解消講演会・研修の実施 ●成年後見制度の利用促進 ●コミュニケーション支援機器等の活用の促進

(3) 障がい福祉計画（第7期）について

国の基本指針に基づき、各障がい福祉サービス、地域生活支援事業における令和8年度の目標設定や、実績を踏まえたサービス必要量の見込みと確保の方向性などについて記載する。

① 障がい福祉計画（第7期）における計画目標（本編 77～80 ページ）

項目	国の基本指針を踏まえた目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所から地域移行者の増
	施設入所者数の減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備・充実
	強度行動障がいの支援二一ズ把握・支援体制整備の推進
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者の増
	就労移行支援利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数の増
	就労定着支援事業利用者の増
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数の増
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
	地域のサービス基盤の開発・改善
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス等の質の向上

② 障がい福祉サービス・地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性（本編 81～92 ページ、93～100 ページ）

障がい福祉サービス 22 事業、地域生活支援事業のうち必須事業 7 事業、板橋区の取り組む任意事業 4 事業の合計事業について、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいく。

(4) 障がい児福祉計画（第3期）について

国の基本指針に基づき、各障がい児向けサービスにおける令和8年度の目標設定や、実績を踏まえたサービス必要量の見込みと確保の方向性などについて記載する。

① 障がい児福祉計画（第3期）における計画目標（本編 107～109 ページ）

項目	国の基本指針を踏まえた目標
障がい児支援の提供体制の確保	児童発達支援センターの設置
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
	医療的ケア児支援の協議の場の設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

② 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方向性（本編 110～113 ページ）

障がい児向けサービス8事業について、必要となるサービスの見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいく。

4 今後の策定スケジュール

月	計画策定工程	庁内検討組織 (地域保健福祉計画推進本部)	外部検討組織	区議会
10	上旬	■ 庁議 (推進本部) (10/25)	■ 障がい福祉計画等策定委員会 (10/11) ■ 地域自立支援協議会 (10/23)	
	中旬			
	下旬			
11	上旬	■ 障がい者福祉部会 (12月上旬) ■ 幹事会 (12/18)		■ 健康福祉委員会 (11/8)
	中旬			
	下旬			
12	上旬	■ 庁議 (推進本部) (1/23)	■ 障がい福祉計画等策定委員会 (1/17) ■ 地域自立支援協議会 (1月下旬)	
	中旬			
	下旬			
1	上旬			■ 健康福祉委員会 (2/15)
	中旬			
	下旬			
2	上旬			
	中旬			
	下旬			
3	上旬			
	中旬			
	下旬			

板橋区障がい者計画 2030
障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）

素案

はじめに



区長挨拶がはります

令和6年 月

板橋区長

坂本 健

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的	3
2 SDGsとのつながり	5
3 計画の位置付け	6
（1）障がい者計画	6
（2）障がい福祉計画・障がい児福祉計画	6
（3）国の基本指針について	7
4 計画の期間	8
5 計画の対象	9
6 計画の推進に向けて	9
7 検討体制	9
（1）庁内検討体制	9
（2）外部検討体制	9

第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向	13
（1）障がい者の推移と傾向	13
（2）障がい児の推移と傾向	15
2 障がい者計画2023における重点項目の振り返り	17
（1）相談支援体制の充実	17
（2）障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実	17
（3）地域生活支援拠点等の整備	18
（4）障がいのある人の就労の拡充	18
（5）障がい者差別の解消及び権利擁護の促進	19
3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、 取組の振り返り	20
（1）障がい福祉サービスの実施状況（第6期障がい福祉計画）	20
（2）地域生活支援事業の実施状況（第6期障がい福祉計画）	20
（3）障がい児向けサービスの実施状況（第2期障がい児福祉計画）	20
（4）実施状況を踏まえて	20
（5）板橋区障がい者実態調査の結果	21
（6）障がい福祉サービス費用の推移	24

第2部 板橋区障がい者計画2030

1 基本理念	29
2 基本目標	29
3 施策の体系	31
4 板橋区障がい者計画2030における重点項目	39
5 基本目標に基づく施策の展開	44
（1）基本目標1 自分らしく生き生きとくらすまち	44
（2）基本目標2 安心して地域でくらし続けられるまち	57
（3）基本目標3 つながり、ともに支え合うまち	67

第3部 障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）

第1章 障がい福祉計画（第7期）

1 障がい福祉計画（第7期）の位置付け	77
2 令和8（2026）年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	77
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	77
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	77
（3）地域生活支援の充実	78
（4）福祉施設から一般就労への移行等	78
（5）相談支援体制の充実・強化等	79
（6）障がい福祉サービス等の質の向上	79
3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方向性	81
（1）訪問系サービス	81
（2）日中活動系サービス	84
（3）居住系サービス	89
（4）相談支援	91
4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性	93
（1）必須事業	93
（2）任意事業	98
5 障がい福祉計画（第7期）におけるサービス見込量一覧	101
（1）障がい福祉サービス	101
（2）地域生活支援事業	102

第2章 障がい児福祉計画（第3期）

1 障がい児福祉計画（第3期）の位置付け	107
2 令和8（2026）年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	107
（1）児童発達支援センターの設置	107
（2）障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	107
（3）難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保	107
（4）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	108
（5）医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	108
（6）障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置	108
3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方向性	110
（1）通所系サービス	110
（2）居住系サービス	112
（3）相談支援	113
4 障がい児福祉計画（第3期）におけるサービス見込量一覧	114

資料編 118

※ 本方針案の文中において、※が付されている語句は、130 ページからの用語集に内容を掲載しています。

第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景・目的
- 2 SDGs とのつながり
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の推進に向けて
- 7 検討体制

1 - 1 計画の策定にあたって

共生社会の実現をめざして

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護分野のビジョンや、福祉分野の上位計画である、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」が掲げる地域共生社会^{*}の実現に向け、障がい者基本法及び児童福祉法に基づく法定計画が「板橋区障がい者計画 2030・障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」です。

板橋区の障がい福祉分野における取組を進めていくうえでの基本的な考え方や、策定の背景・目的、計画の位置付けや機関などを示します。

策定の背景・目的

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

障がい福祉の基本方針を定める「障がい者計画」と、その実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、取組を推進していきます。

SDGs とのつながり

本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするSDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という考え方を取り入れ、だれもが安心して暮らし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法に基づく、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法^{*}及び児童福祉法に基づく、サービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実実施計画に相当する計画です。

「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2025」の方向性を念頭に、関連する個別計画と調和を図りながら、取組を進めていきます。

計画の期間

障がい者計画は、施設整備をはじめとした制度設計などの長期的な視点が必要であることから、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間で計画期間とします。

障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）は、国の基本指針に基づき、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画期間とし、3つの計画の連携により、計画的な施策・事業展開を図っていきます。

計画の対象

「地域共生社会」の実現をめざし、障がいや難病^{*}などにより支援を必要とする人だけでなく、区民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

計画の推進に向けて

施策の推進にあたっては、進捗状況を把握のうえ、点検・評価を行い、必要に応じた見直しを図ることで、実効性のある取組を進めていきます。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的

- 平成26（2014）年、日本は、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、条約締結国になりました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を取り巻く状況は少しずつですが変化があります。

その後も、平成30（2018）年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、国や地方公共団体が医療的ケア[※]児及びその家族に対する支援施策を実施することを定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4（2022）年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を施行するなどの、障がい者に関する法整備が進められてきました。令和5（2023）年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、令和6（2024）年には障がい者に対する「合理的配慮[※]」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」が施行されます。
- 令和4（2022）年、障害者権利条約について、国際連合（国連）の「障害者の権利に関する委員会（権利委員会）」による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システム[※]の推進などに関して総括所見が示されており、その趣旨を踏まえて、障がい者の権利の実現に向けた取組を引き続き推進する必要があります。
- 東京都においては、令和3（2021）年に東京パラリンピックが開催されました。また、令和7（2025）年には聴覚障がい者による国際スポーツ大会「デフリンピック」が開催されることが決定しています。デフリンピックでは、世界に向けて多様性の大切さをさらに力強く発信し、地域共生社会の実現に大きく貢献するものとなることが期待されます。
- 東京都では、手話は独自の文法を持つ一つの言語であるという認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう、令和4（2022）年に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる社会の実現をめざすとともに、手話を使用しやすい環境づくりを推進しています。
- 板橋区では、平成27（2015）年10月に、概ね10年後を想定した将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」とする板橋区基本構想を策定し、政策分野別に「9つのまちづくりビジョン」を掲げ、「東京で一番住みたくなるまち」と評価されるまちの実現にむけて取組を進めています。

- 区の保健・福祉分野においては、平成 28 (2016) 年 3 月に 10 か年の個別計画として、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」(以下「地域保健福祉計画」という。)を策定しました。

板橋区基本計画 2025 の後半 5 年間における短期的なアクションプログラムとして令和 3 (2021) 年 1 月に策定された「いたばしNo.1 実現プラン 2025」の 3 つの重点戦略(①SDGs 戦略②DX 戦略③ブランド戦略)と整合性を図るとともに、令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常[※]」へ対応するため、令和 4 (2022) 年に地域保健福祉計画実施計画 2025 を策定し、地域共生社会の実現をめざして取組を進めています。
- 障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度・重症化(医療的ケアが必要な障がい者を含む)、発達障がい[※]や強度行動障がい[※]、医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。区では、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、地域生活支援拠点等[※]の整備や、板橋区発達障がい者支援センター(あいポート)[※]の開設(令和 2 (2020) 年度)、板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所[※])の設置(令和 4 (2022) 年度)に向けた取組などを進めてきました。
- このたび、「板橋区障がい者計画 2023」及び「板橋区障がい福祉計画(第 6 期)」・「板橋区障がい児福祉計画(第 2 期)」の計画期間が令和 5 (2023) 年度をもって終了することから、令和 6 (2024) 年度からの新たな計画(以下、「本計画」という。)を策定します。
- 本計画は、上位計画にあたる地域保健福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

2 SDGsとのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする基本目標です。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障がいのある・なしに関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

【SDGsのゴール】



* 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画と特に関連のあるゴールを大きく表示しています。

3 計画の位置付け

(1) 障がい者計画

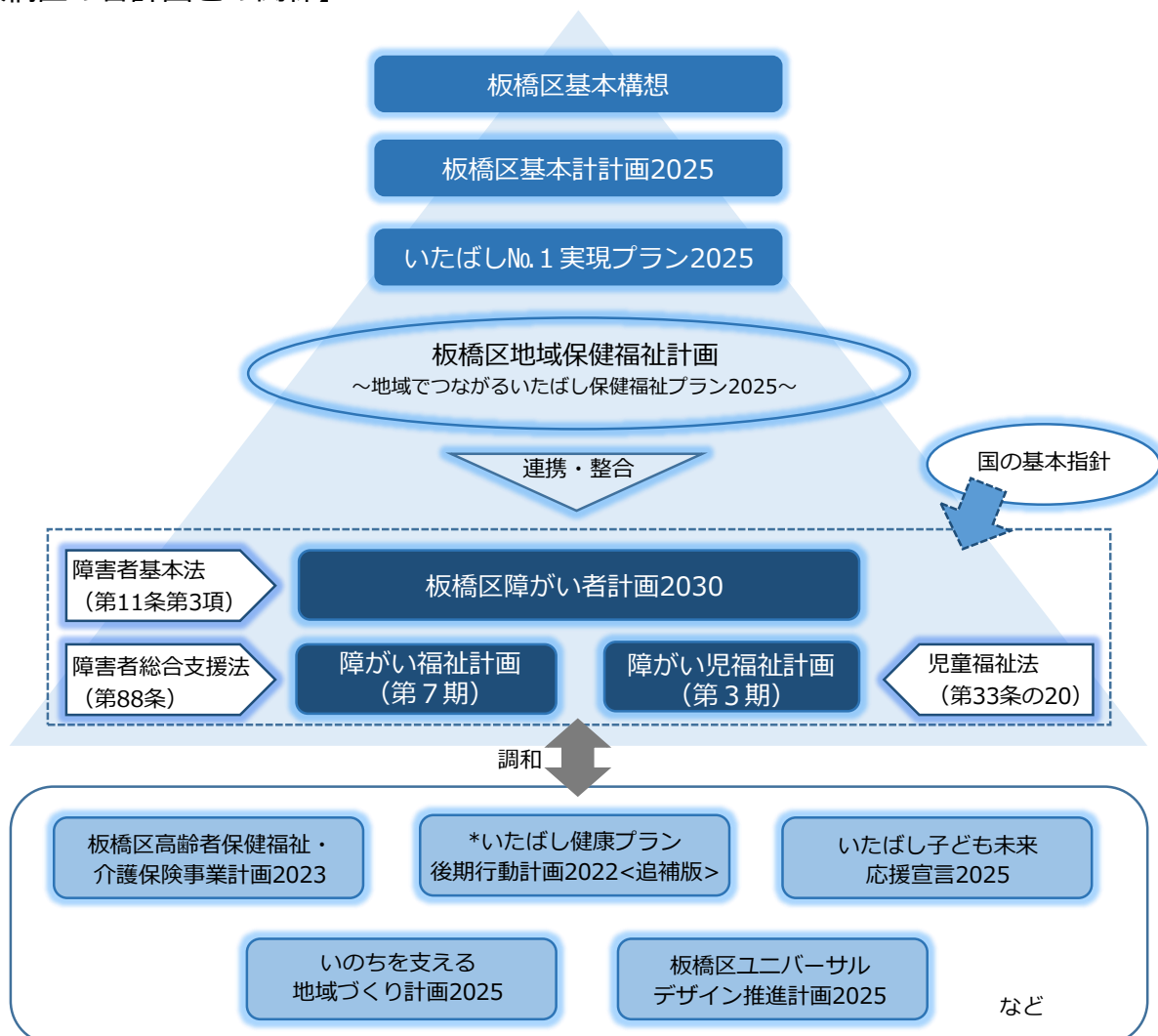
区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針（障害者総合支援法第 87 条、児童福祉法第 33 条の 19）に基づき、障がいのある人又は障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

【板橋区の各計画との関係】



* …いたばし健康プラン後期行動計画2022<追補版>の期間は、令和7（2025）年度まで。

(3) 国の基本指針について

計画策定の根拠となる国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、令和5（2023）年5月に改正・告示されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障がい福祉サービス[※]の提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労[※]への移行、強度行動障がいのある者に関する支援ニーズ把握・支援体制整備の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョン[※]の推進が重要である。

⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、目標を設定する。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がい[※]にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

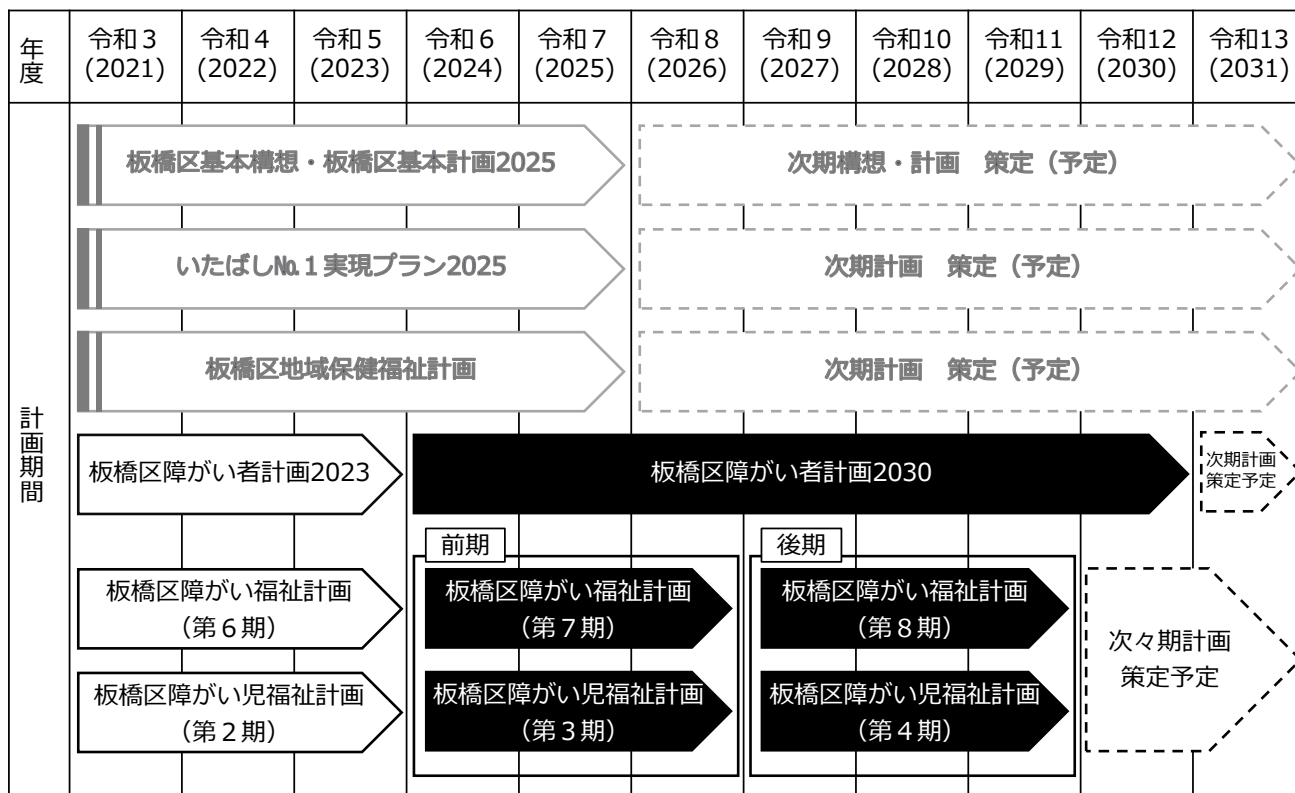
⑥ **その他自立支援給付及び地域生活支援事業^{*}並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等**

- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・意思決定支援の促進
- ・障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

4 計画の期間

障がい者計画は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の指針となる基本計画です。障がい者施策は、施設整備をはじめ、障がい者のための制度設計など長期的な視点が必要であることから、現行計画の3年間から変更し、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間を計画期間とします。

一方、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき3年間を計画期間とします。よって、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」として令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの前期3年間と、「障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）」として令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの後期3年間に分割することとします。



5 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、障害者手帳[※]の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人だけでなく、健常者や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

6 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者、当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会[※]」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、各定例部会に関連する会議体を活用し、本計画に掲げる重点項目などの検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取組を進めていきます。

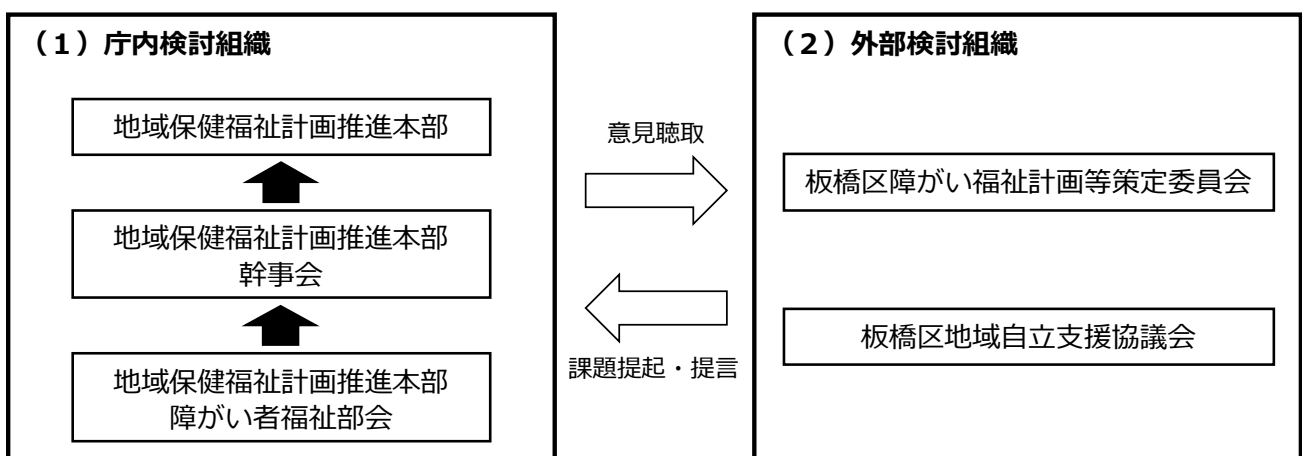
7 検討体制

(1) 庁内検討体制

係長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部障がい者福祉部会」、課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」（庁議）において決定します。

(2) 外部検討体制

学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者、当事者などにより構成される「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」及び「板橋区地域自立支援協議会」において意見聴取し、計画に反映します。



第1部 総論



第2章 板橋区の障がい者の現状と これまでの振り返り

- 1 障がい者数の推移と傾向
- 2 障がい者計画 2023 における重点項目の振り返り
- 3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

1 - 2 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

適切な支援につなげていくために

計画の策定にあたり、障がい者数の推移と傾向の把握をはじめ、現障がい者計画における重点項目や、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）のサービス利用状況、取組の振り返りを行うとともに、障がいのある方を中心とした板橋区障がい者実態調査を実施しました。

障がい者数の推移と傾向

障がい者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年度において、難病患者を含め、35,366人となっています。身体・知的・精神障がい者、難病患者のいずれも増加傾向にある中、精神障がい者の増加が顕著となっています。

障がい児については、令和5（2023）年度において、1,317人となっており、近年は横ばい傾向となっています。しかしながら、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しているため、ニーズを的確に捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

障がい者計画における重点項目の振り返り

現障がい者計画においては、「相談支援体制の充実」、「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」、地域生活支援拠点等の整備、「障がいのある人の就労の拡充」、「障がい者差別[※]の解消及び権利擁護[※]の促進」の5つを重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

今後は、これまでの成果や課題を踏まえ、より充実した施策・事業に取り組んでいきます。

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

障がい福祉サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数が減少したものも多くなりましたが、令和4（2022）年度には増加傾向に転じています。日中活動系サービスでは、生活介護[※]や療養介護のほか、就労支援に係るサービスが増加しています。また、居住系サービスでは、自立生活援助や共同生活援助（グループホーム）[※]のほか、地域定着支援[※]が増加しており、そのほか、計画相談支援[※]をはじめとする、相談支援に係るサービスが増加しています。

障がい児向けサービスにおいては、児童発達支援[※]や保育所等訪問支援の利用が急増しています。

また、計画策定の基礎資料とするため実施した「板橋区障がい者実態調査」において、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、施策の推進に必要なことなどが明らかになりました。

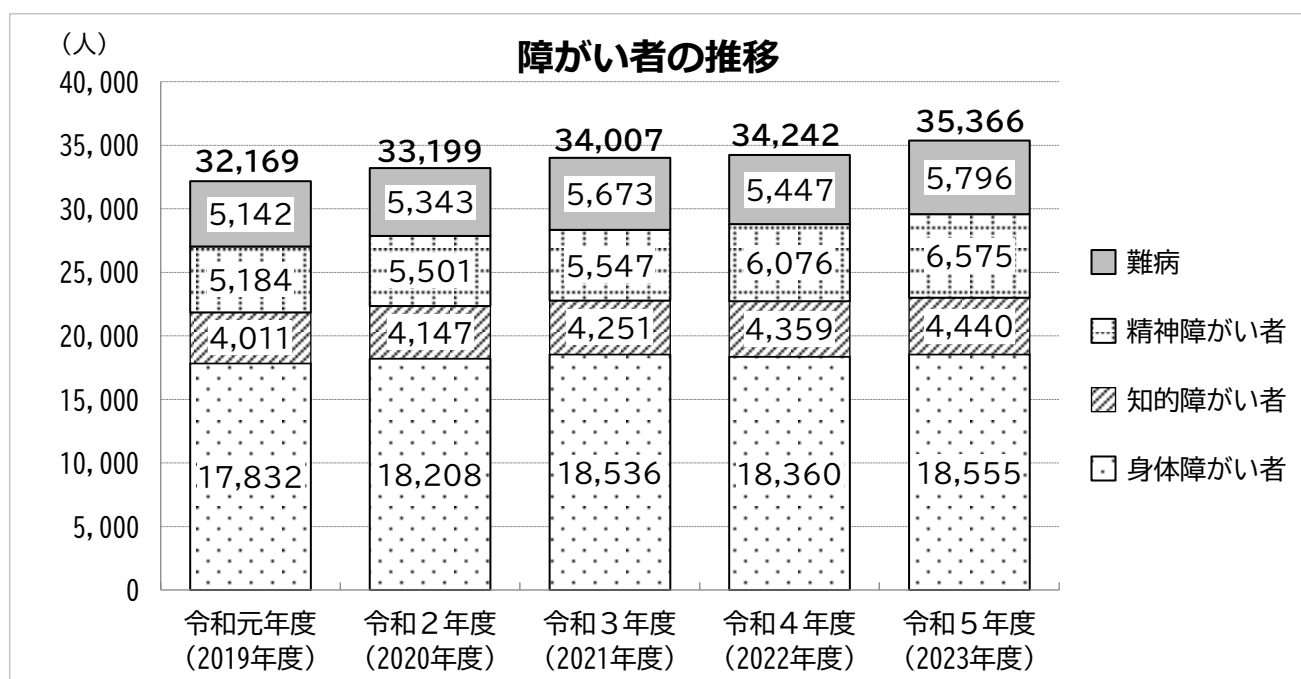
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者の推移と傾向

① 障がい者全体（障がい児を含む）の推移と傾向

障がい者全体の推移を見ると、年々増加しており、令和5（2023）年度においては、難病認定者を含め、35,366人となっています。身体障がい※者、難病は令和4（2020）年度に減少に転じましたが、令和5（2023）年度は再び増加しています。知的障がい※者、精神障がい者は増加傾向が続いています。中でも精神障がい者の増加が顕著であり、令和元（2019）年度と比較し、1,391人増加しています。



(令和5年4月1日現在)

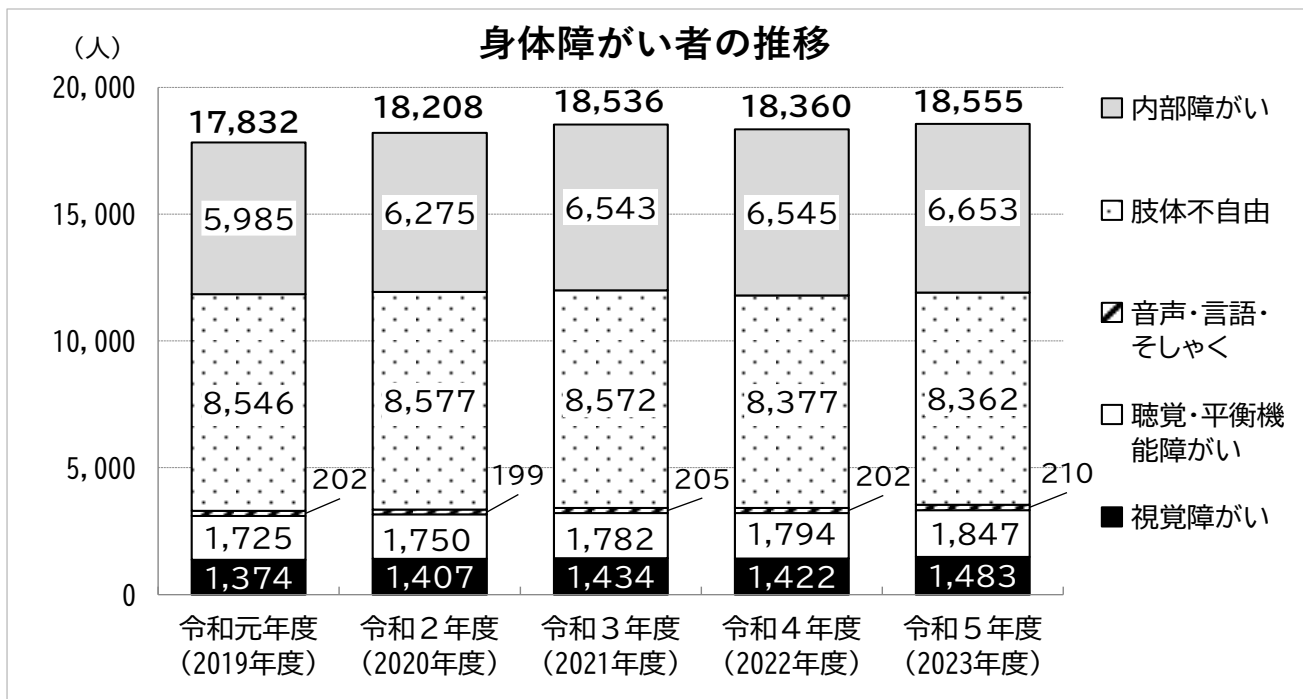
年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率
板橋区人口	568,721人	572,490人	570,024人	567,091人	570,076人	100.2%
障がい者数	32,169人	33,199人	34,007人	34,242人	35,366人	109.9%
身体障がい者	17,832人	18,208人	18,536人	18,360人	18,555人	104.1%
知的障がい者	4,011人	4,147人	4,251人	4,359人	4,440人	110.7%
精神障がい者	5,184人	5,501人	5,547人	6,076人	6,575人	126.8%
難病	5,142人	5,343人	5,673人	5,447人	5,796人	112.7%

*…伸び率は、令和5年度における令和元年度比

*…統計上、各障害者手帳所持者を障がい者としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

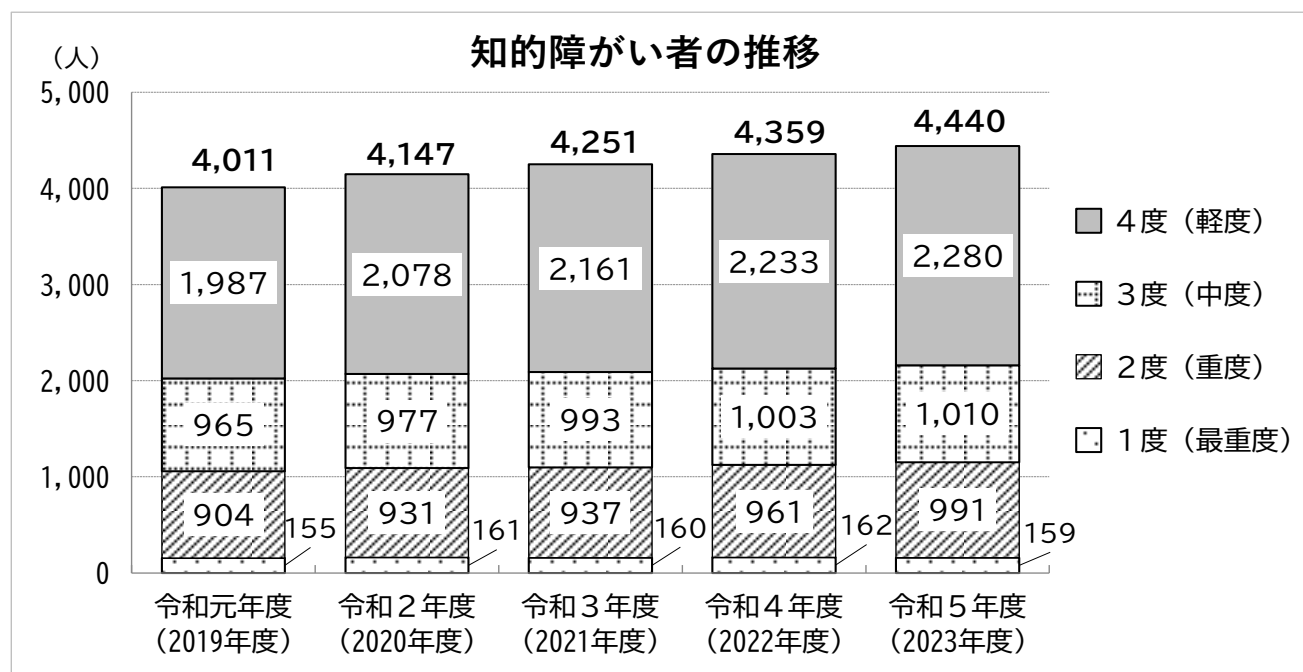
②身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、令和5（2023）年度においては、18,555人となっています。肢体不自由者^{*}は微減傾向にありますが、全体として微増傾向にあり、その中で、内部障がい^{*}者が増えている傾向にあります。内部障がい者は、主に心臓機能障がい^{*}や腎臓機能障がい^{*}が多くなっています。



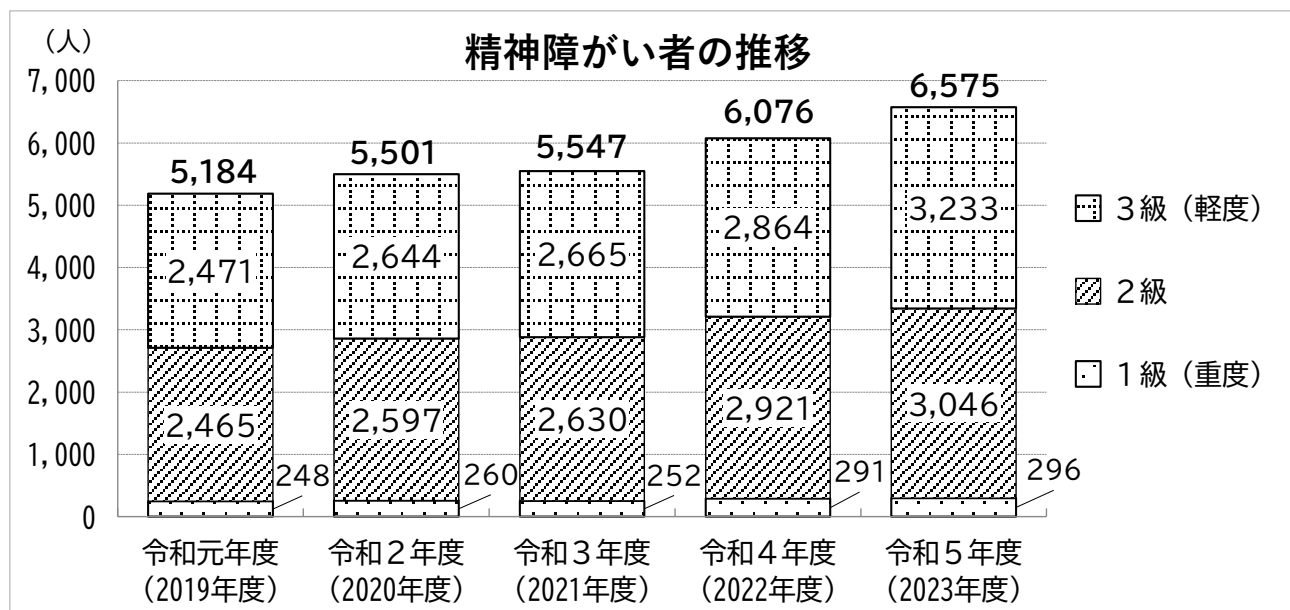
③知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、令和5（2023）年度においては4,440人となっており、年々増加している状況にあります。認定別にみると、4度（軽度）の方が最も増加しており、令和元（2019）年度に比べ、293人増加しています。



④精神障がい者の推移と傾向

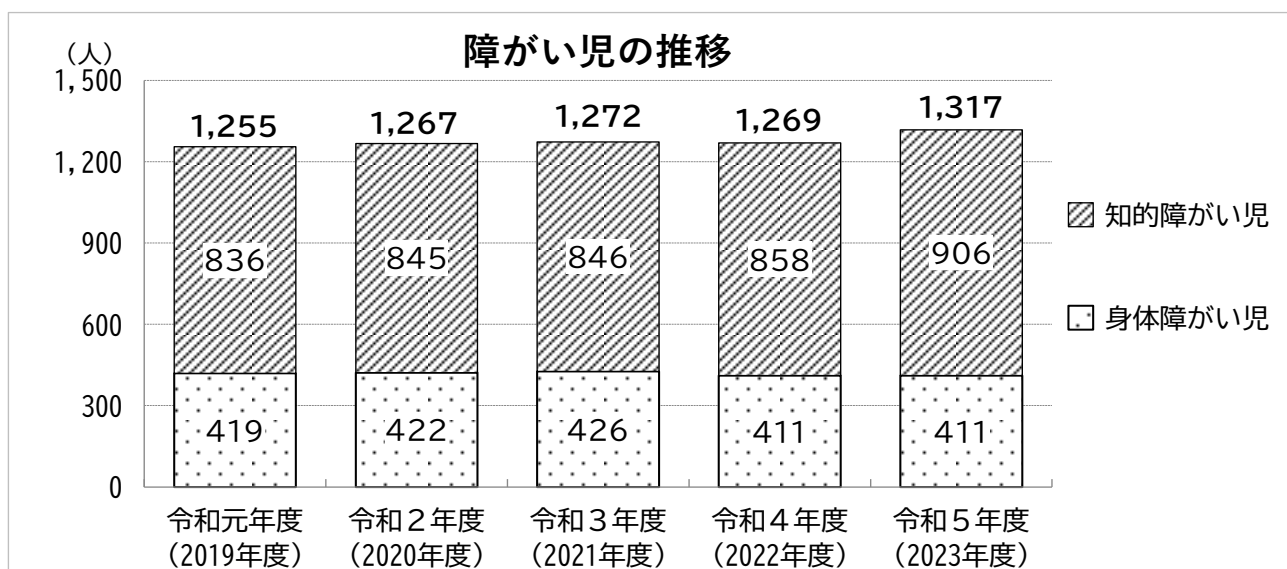
精神障がい者の推移を見ると、令和5（2023）年度においては、6,575人となっています。ほかの障がいと比較し、増加が顕著であり、令和元（2019）年度に比べて1,391人（伸び率：約127%）となっています。また、認定別にみると、3級（軽度）が最も増加しています。



(2) 障がい児の推移と傾向

①障がい児全体の推移と傾向

障がい児は、各障がいに関する手帳を所持している18歳未満を計上しています。手帳を所持する障がい児は、近年はほぼ横ばい傾向となっていました。令和5（2023）年度は1,317人で、やや増加しています。一方、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しています。また、医療的ケア児については、区としても調査に取り組んでいますが、全数の把握には至っていません。そのため、このような子どもたちの存在とニーズを捉え、適切な支援につなげていくために、把握に向けた検討を進めています。



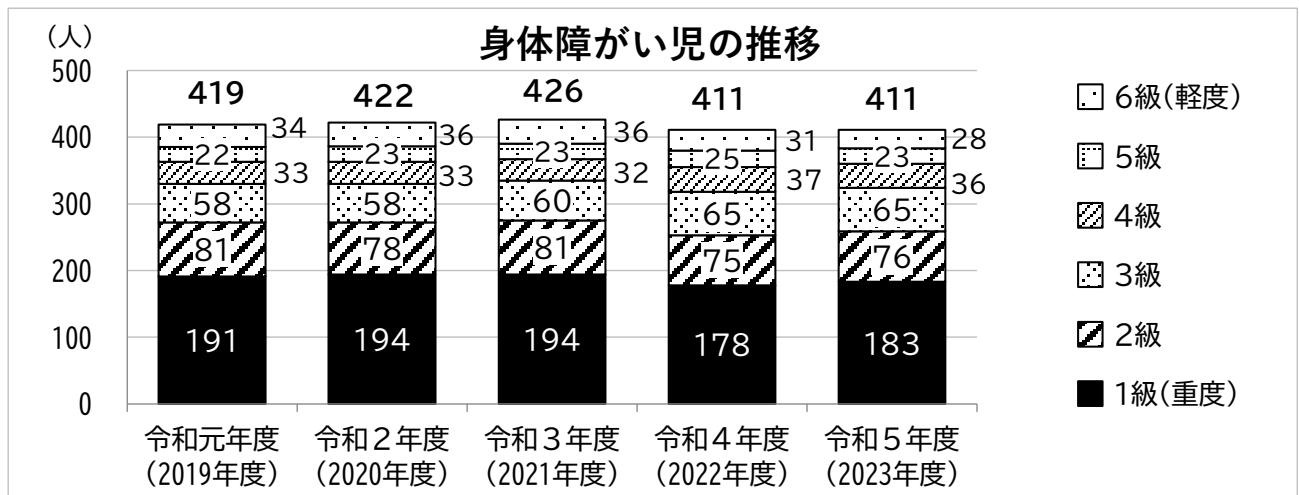
(令和5年4月1日現在)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率
18歳未満人口	73,920人	73,616人	72,543人	71,474人	70,596人	95.5%
障がい児数	1,255人	1,267人	1,272人	1,269人	1,317人	104.9%
身体障がい児	419人	422人	426人	411人	411人	98.1%
知的障がい児	836人	845人	846人	858人	906人	108.4%

*…伸び率は、令和5年度における令和元年度比

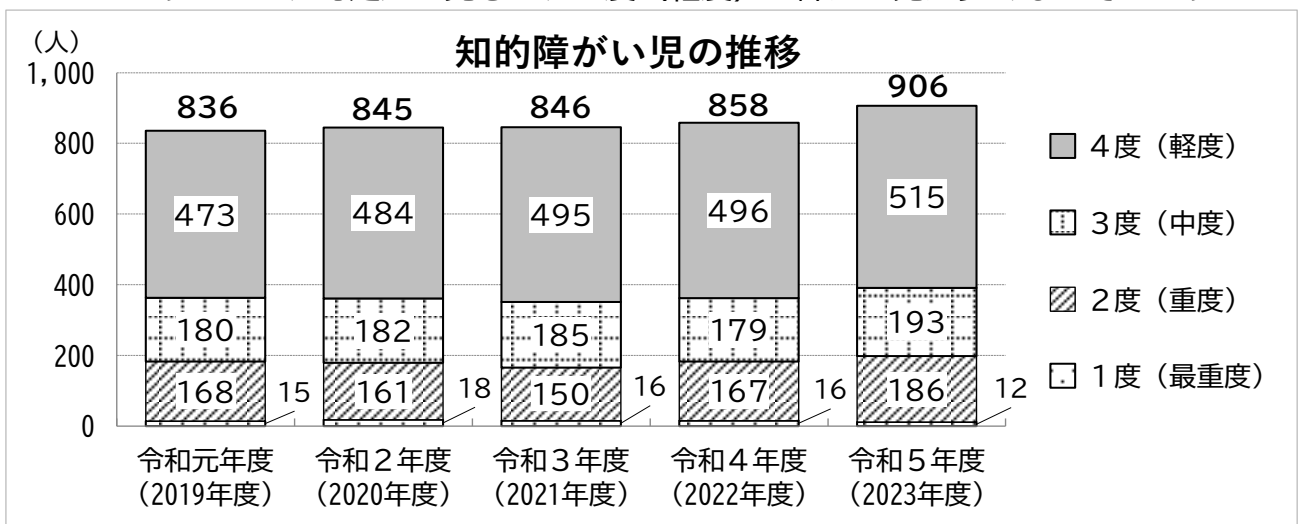
②身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、令和5（2023）年度では、411人となっています。また、認定別に見ると、1、2級の占める割合が多く、重度の障がい児が多くなっています。



③知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、令和5（2023）年度においては906人となっています。また、認定別に見ると、4度（軽度）の障がい児が多くなっています。



2 障がい者計画 2023 における重点項目の振り返り

上位計画である地域保健福祉計画のもと策定した障がい者計画 2023 においては、基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」とし、(1) 相談支援体制の充実、(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実、(3) 地域生活支援拠点等の整備、(4) 障がいのある人の就労の拡充、(5) 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進を重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

(1) 相談支援体制の充実

- 相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センター※の人員を増員したほか、相談支援事業所における相談支援の強化に向け、基幹相談支援センターの職員が相談支援事業所に出向き、個別課題の共有や連携体制の強化を図るとともに、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）や相談支援事業所実務担当者連絡会等において、情報や共通課題を共有することで、より各関係機関が有機的に連携して取り組めるような協力関係を築いてきました。
- また、令和 2（2020）年度に設置した板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）において、精神保健福祉士※や心理士等による専門相談、グループワークや選択制プログラム等による社会参加支援のほか、発達障がい者の家族を対象とした家族学習会等を実施することで、成人期の発達障がい者に対する総合的な拠点として支援に取り組んでいます。
- 乳幼児の障がいの早期発見に対する取組として、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査を実施しています。発達に気がかりがある場合は子ども発達支援センターにおける相談事業につなげるほか、発達に気がかりがある未就学児と保護者が参加する「子どもののびるを支援する親の会」を令和 4（2022）年度から健康福祉センターで開始し、保護者の孤立を防ぐとともに、支援が途切れることがないように充実を図ってきました。また、令和 4（2022）年 4 月に 3 か所目の「児童発達支援センター※」が開設され、地域における障がい児の相談支援や関係機関などとの連携強化を担う中核的な療育支援を行っています。
- このほか、障がい者本人の生い立ちから現在の生活に至る成長の記録や支援内容を書き綴る「サポートファイル」の運用を開始しました。

(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

- 障がいのある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた切れ目のない支援を提供していくため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス※の整備を促進し、令和 3（2021）年度から令和 4（2022）年度の 2 年間で計 16 件の事業所が新規開設しました。
- また、令和 3（2021）年 9 月、医療的ケア児支援法が施行されるなど、特に医療的ケアなどを必要とする子どもへの環境・体制の整備が求められていることから、関係部署や外部機関で組織する「重症心身障がい※・医療的ケア児等会議」を設置し、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討をはじめ、発達支援に関する情報や共通課題を共有することで、関係機関の連携・協力体制を構築してきました。

- 令和3（2021）年4月、区立保育園2園で医療的ケアなどを必要とする子どもの受入体制を構築し、令和5（2023）年4月より、区立幼稚園、区立小・中学校、あいキッズ[※]へと支援の対象を拡大しました。
- 令和4（2022）年1月、医療的ケアなどを必要とする子どもを受入可能な放課後等デイサービス事業所が開設しました。
- 板橋キャンパス（都有地活用）[※]において、医療的ケアなどを必要とする子どもの受入れも可能な児童発達支援事業所を整備する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、建築資材の高騰などの影響により、当初のスケジュールで整備を進めることが困難となったことから、事業自体の見直しを行うこととなりました。板橋キャンパス（都有地活用）ではありませんが、令和4（2022）年4月、医療的ケアなどを必要とする子どもを受入可能な児童発達支援事業所が開設されました。

（3）地域生活支援拠点等の整備

- 高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築のため、基幹相談支援センターを軸とした、面的整備型の地域生活支援拠点等の整備に取り組んできました。
- 障がいのある人の介助者不在等、緊急時に円滑な対応が行えるようにすることを目的とした「安心支援プラン」について、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）において検討を行い、令和5（2023）年度に運用を開始しました。
- 現行計画では、板橋キャンパス（都有地活用）における短期入所[※]施設の整備による緊急時の受入れ対応、共同生活援助施設（グループホーム）による一人暮らしの体験の場の確保等の体制整備を見込んでいましたが、板橋キャンパス（都有地活用）の計画見直しにより、整備事業自体の見直しを行うこととなりました。
- 板橋キャンパス（都有地活用）の見直しに伴い、地域生活支援拠点等の整備についても代替案等の検討を進めています。赤塚ホームでの緊急時の受入れの充実を図るため、運営体制の強化などについて協議を進めるとともに、支援者向けの短期入所の社会資源[※]ガイドマップ（近隣の短期入所施設をまとめた冊子）を作成し、民間事業所との連携体制を確保することで、緊急時の受入れにつながりやすい環境整備に取り組んできました。

（4）障がいのある人の就労の拡充

- 障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境を構築するため、ハローワーク[※]池袋や東京障害者職業センター[※]、東京しごと財団[※]、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）[※]などと連携して、職業相談や職業紹介、職業準備支援のほか、事業主に対し雇用管理に関する助言・支援などに取り組んできました。

- 一般就労へのステップの場として、障がいのある人が一定期間区職員として就労する「チャレンジ就労」の雇用期間を拡大したほか、障害者就業・生活支援センター（ワーキング・トライ）と協定を締結し、実習生の受入れも行ってきました。
- 今後も障がいのある人に就労経験を積む場を提供し、民間企業等への就労のステップにつながる「チャレンジ就労」の体制強化を図るため、令和5（2023）年度に、障がい政策課内に「障がい者活躍推進係」を新設しました。
- 障害者雇用促進法[※]に基づき策定した「板橋区障がい者活躍推進計画」により、区として、職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がいのある職員を含めた「障がい者活躍推進チーム」において、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理などによる雇用の質の確保に努めています。
- 民間企業での障がい者雇用を促進するため、板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）にて協議を行い、民間企業における障がい者雇用のニーズ調査を行いました。
- このほか、各就労支援事業所や障がい福祉サービス事業所との連携などにより、就労に向けた職能訓練や一般就労に向けた情報提供、受入れ側の企業支援などを行うことで、障がいのある人が自分に合った仕事に就労できるよう就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取組を進めました。

（5）障がい者差別の解消及び権利擁護の促進

- 板橋区では、職員が事務や事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や事例を示した「職員対応要領」に基づき、「板橋区障害者差別解消法ハンドブック（板橋区職員向け）」を作成し、職員研修などを通じて実践に向けた周知に取り組んでいます。
- また、「障がい者週間記念行事[※]」や「障がい者理解促進事業」などを通じて、パネル展示や教育の一環として、区民への普及啓発にも取り組んできました。
- さらに、令和元（2019）年度に制定した「板橋区手話言語条例」に基づき、障がいのある人への合理的配慮の促進及び手話が言語であるという認識を広げるため、手話言語の啓発冊子の頒布、手話講座を開催する等の取組を行ってきました。
- 障がい者の虐待防止のため、「板橋区障がい者虐待防止センター」における受付時間以外の休日・夜間の時間帯における相談受付を開始し、24時間365日の相談体制へと強化を図りました。また、板橋区地域自立支援協議会（権利擁護部会）では、関係機関で障がい者虐待[※]に関する事例勉強会を行うなど、意見交換や認識の共有に取り組みました。
- 令和4（2022）年度には、児童相談行政における東京都と区の二元体制を解消し、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るため「板橋区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。
- これらの取組により、日常の社会生活における障がいを理由とする差別の禁止や、社会的障壁[※]の除去による、権利擁護の促進に努めてきました。

3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）において示している令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの2か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については次のとおりです。

（1）障がい福祉サービスの実施状況（第6期障がい福祉計画）

- 訪問系サービスでは、重度訪問介護[※]、同行援護[※]、行動援護[※]の利用者数が、新型コロナウイルス感染症拡大による利用控えが影響してか、令和2（2020）年度に減少しましたが、令和4（2022）年度は再び増加傾向（見込）に転じています。利用時間数としては、行動援護の伸び率が非常に高く、居宅介護[※]や重度訪問介護、同行援護の利用は横ばいです。
- 日中活動系サービスでは、生活介護や自立訓練（機能訓練・生活訓練）[※]、療養介護のほか、就労移行支援[※]、就労定着支援[※]、就労継続支援（A型・B型）[※]などの就労支援の利用者数が増加傾向にあります。また、短期入所については、障害者支援施設等における福祉型の利用者数が増加傾向にある一方、病院・診療所等における医療型の利用者数は減少傾向にあります。
- 居住系サービスや相談支援では、自立生活援助や共同生活援助（グループホーム）、計画相談支援、地域定着支援の利用者数が増加傾向にありますが、施設入所支援[※]は減少傾向です。

（2）地域生活支援事業の実施状況（第6期障がい福祉計画）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、理解促進研修・啓発事業や手話奉仕員[※]養成研修事業の一部中止や規模を縮小したほか、手話通訳者・要約筆記[※]者派遣事業や移動支援事業なども利用控えが影響してか、参加者数や利用者数が令和2（2020）年度から令和3（2021）年度に大幅に減少しましたが、現在はコロナ禍以前の水準に回復傾向です。
- そのほか、用具の給付や日常生活に関するサービスのほか、地域活動支援センター[※]機能強化事業などについては、年度ごとにばらつきが見られるものの、大きな変動は見られない状況にあります。

（3）障がい児向けサービスの実施状況（第2期障がい児福祉計画）

- 児童発達支援と保育所等訪問支援の利用者数が急増していることに加え、放課後等デイサービスや障害児相談支援、医療型児童発達支援[※]でも、利用者数が増加傾向にあります。居宅訪問型児童発達支援[※]では、利用がほぼ横ばいとなっています。

（4）実施状況を踏まえて

- これまでの区におけるサービス利用状況をもとに、国からの基本指針に示された成果目標を達成するため、活動指標を見込み、計画を策定します。

(5) 板橋区障がい者実態調査の結果

令和4（2022）年度に、計画策定の基礎資料として、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、板橋区在住の障がい者（児）、一般区民の方を対象に「板橋区障がい者実態調査」を実施しました。

【調査概要】

調査期間：令和4年9月7日から令和4年9月30日

調査対象：6,000人

- ・区内在住の障がい者（児）及び一般区民から無作為抽出した 5,800人
- ・板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）利用者 100人
- ・手帳を所持していない幼児（児童発達支援事業所利用者） 100人

回答方法：郵送及びインターネットによる回答

調査区分	配布数 (件)	有効回収 (件)	有効回答率
障がい者（児）	5,000	2,148	43.0%
一般区民	1,000	338	33.8%

「板橋区障がい者実態調査」の結果、明らかになった傾向は次のとおりです。

①障がい者の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、全体で3割強の方が利用していると回答しています。障がい種別では、知的障がいと発達障がいでは5割、高次脳機能障がい^{*}では4割の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、居宅介護や生活介護、計画相談支援がほかのサービスより高い傾向にあります。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、障がいのある人の一般企業への就労の促進のほか、学校での障がいに関する教育や情報の提供といった理解促進を求める割合が高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、4割の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、高次脳機能障がいや難病では2割にとどまる一方、発達障がいでは6割、知的障がいと精神障がいでは5割前後の方が経験ありと回答しています。

②障がい児の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、6割弱の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、放課後等デイサービスが4割と最も高くなっており、計画相談支援、児童発達支援が2割台とほかのサービスより高くなっています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供と答えた方が7割を超え、非常に高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、5割以上の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、6割以上の方が経験ありと回答しています。

③一般区民の回答結果の傾向

福祉ボランティア活動への関心度は、関心がある方と関心がない方が、それぞれ5割弱となっており、ほぼ半数ずつになっています。

障がい者差別を見聞きした経験は、経験ありと答えた方が約5割ですが、そのうち1割弱の方が「よくある」と回答しています。

障がいのある人への理解度は、5割の方が足りていないと回答しています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供、通常の学級への受入れやインクルーシブ教育システムの推進といった子どもたちの教育のほか、障がいのある人の一般企業への就労の促進といった、障がい者と同様の傾向が見られました。

④障がい種別の回答結果の傾向

ア 身体障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方と働いている方がそれぞれ3割前後を占めており、居宅介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから、就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、避難場所の設備や環境への不安のほか、投薬治療が受けられなくなることや安全な場所への移動が難しいことなどが挙げられています。

幼稚園・保育施設・認定こども園（以下、「園」という。）や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの施設が整っていないなど、環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃[※]などの収入が少ないほか、通勤が大変との回答が挙げられています。

イ 知的障がい

日中の過ごし方は、特別支援学級[※]・特別支援学校[※]に通っている方と福祉施設・作業所などに通っている方がそれぞれ約3割を占めており、放課後等デイサービスのほか、計画相談支援や地域移行支援[※]、地域定着支援、行動援護など地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方が安全な場所への移動が難しいほか、約5割の方から周囲とのコミュニケーションがとれないことを挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの施設が整っていないなど環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

ウ 発達障がい

日中の過ごし方は、回答者は若年層の方が多く、平日、特別支援学級・特別支援学校に通っている方が約3割を占めており、児童発達支援のほか、就労移行支援や就労定着支援などの就労支援サービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、周囲とのコミュニケーションがとれないほか、避難場所の設備や環境への不安などが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないなど、先生の専門性や人材育成に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

エ 精神障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約4割を占めているため、計画相談支援や居宅介護などの在宅サービスのほか、地域移行支援や地域定着支援などの地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方から投薬や治療が受けられないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないといった、先生の専門性や人材育成に関するもののほか、まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係や障がいに対する職場の理解不足が挙げられています。

オ 高次脳機能障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約3割を占めており、自立訓練のほか、就労移行支援のサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方が約6割を占めている中、安全な場所への移動が難しいことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、まわりの児童・生徒たちから障がいに対する理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、通勤が大変であることが挙げられています。

カ 難病

日中の過ごし方は、働いている方が約4割、自宅にいる方が約3割を占めており、居宅介護や生活介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方は約2割でほかの障がいに比べて低いものの、投薬や治療が受けられないことや、避難場所の設備や環境への不安が挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変であるほか、先生の理解や配慮が足りない場合があるといった、先生の専門性に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、通勤時間・日数が多く体力的に不安であることが挙げられています。

(6) 障がい福祉サービス費用の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	11,344,230 千円	12,168,615 千円	12,935,598 千円

障がい福祉サービスに係る費用については、高齢化や障がいの重度化、精神障がいをはじめとする障がい者人口の増加などを背景に増加を続けており、今後も同様の傾向が続くと見込まれています。

そのような中、区全体の財政は、持ち直しの傾向にあるものの、長引くコロナ禍や物価高騰など、現下の社会経済情勢を考慮すると、楽観視できる状況にはありません。今後の景気動向を予断なく見据えながら、区政における喫緊の課題に適切に対応していくとともに、公共施設の再構築の取組や、まちづくり事業などの多額の経費負担を伴う事業が継続していく中で、健全な財政基盤を確立し、持続可能な区政を実現していく必要があります。

そのため、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度はもとより、将来を見越し、事務事業一つひとつについて効果や効率性を見極めつつ、創意工夫を重ね、サービスの質の維持・向上を図っていきます。

第2部 板橋区障がい者計画 2030



- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目
- 5 基本目標に基づく施策の展開

2

板橋区障がい者計画 2030

つながり、支え合い、認め合い、自分らしく 安心して暮らし続けられるまちをめざして

本計画のめざす、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に向け、基本理念・基本目標・施策・事業を体系的に整理し、計画的に取組を進めていきます。

また、区において解決すべき優先課題やニーズの高い事項については、国の基本指針なども踏まえ、重点項目と位置付け、対応を図っていきます。

基本理念

地域共生社会の実現に向け、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが安心して暮らし続けられるまちをめざし、現計画から引き続き基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らしつづけられるまち」とします。

基本目標

基本理念の実現をめざし、「個人」・「地域」・「しくみ」の視点に着目した3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく施策の展開を図っていきます。

施策の体系

基本理念の実現に向け、3つの基本目標のもと、11 施策・138 事業を位置付け、取組を進めていきます。

板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

本計画の策定にあたり整理した障がい者の現状や、現計画の進捗評価により明らかになった課題、板橋区障がい者実態調査等に基づくニーズ及び国の基本指針などを踏まえ、計画期間に重点的に取り組むべきことを「重点項目」として5つ位置付けています。

【5つの重点項目】

- ① 相談支援の充実
- ② 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実
- ③ 多様な生活の場の整備
- ④ 障がいのある人の就労の拡充
- ⑤ 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進

基本目標に基づく 施策の展開

施策の展開に向け、現計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を計画事業として選定しています。

本計画において位置付けた、新規掲載事業 22 を含む、138 事業を着実に進めていくことで、基本理念の実現を図っていきます。

第2部 板橋区障がい者計画 2030

1 基本理念

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、板橋区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、社会的孤立や排除を防ぎ、お互いが支え合う地域をつくることで、「住み慣れた地域でつながる保健と福祉のまち」の実現をめざしています。

これを踏まえ、障がい者計画 2023 においては、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、だれもが「自分らしく安心して暮らし続けられるまち」をめざし、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」を基本理念としていました。

これまでの計画期間でみえてきた課題とこれからの方向性を照らし合わせ、「障がい者計画 2030」においても引き続きこの基本理念の実現をめざし、取組を進めていきます。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、「個人」・「地域」・「しくみ」の視点に着目し、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標1 自分らしく生き生きとくらせるまち

基本目標2 安心して地域で暮らし続けられるまち

基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

認め合い

【基本目標 1】 自分らしく生き生きとくらすまち

自分らしく生き生きと豊かなくらしを送るためには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、円滑にサービスにつなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むとともに、障がいの特性に応じた支援の提供や障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を進め、関係機関同士が連携することで切れ目のない支援ができる環境を整えていきます。

【基本目標 2】 安心して地域でくらし続けられるまち

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。

そのため、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向け、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。

また、障がいのある人の家族の日常生活における負担軽減などを目的とした家族（きょうだい児[※]を含む）支援体制の構築に向け、新たな取組を進めます。

【基本目標 3】 つながり、ともに支え合うまち

つながり、ともに支え合うまちは、障がいのある人・ない人、子ども、高齢者など、すべての人がくらし、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現につながるるとともに、国際社会の共通の目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現につながるものです。

そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進していくとともに、心のバリアフリー[※]として、ICT の活用などによる意思疎通支援[※]や地域交流機会の充実を図り、障がいや障がいのある人への理解促進に取り組んでいきます。また、だれもが住みやすいまちづくりとしてユニバーサルデザイン[※]を推進していきます。

3 施策の体系

基本理念 つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

基本目標 1 自分らしく生き生きとくらせるまち

【重点項目 1】
相談支援の充実
【重点項目 2】
障がいのある子どもの
療育・保育・教育の充実

施策 1 相談支援の充実

1-1-1 相談支援体制の充実

[01] 基幹相談支援センターの運営・機能充実 重点1

[02] 相談支援・障害児相談支援の充実 重点1

[03] 特別支援教育相談の実施

[04] 障がい者相談員活動の充実

1-1-2 相談機関の連携強化

[05] 板橋区地域自立支援協議会の実施

[06] 子ども家庭総合支援センターと関係機関の連携強化 ★

[07] 相談支援事業所間の連携強化

施策 2 障がい福祉サービスの充実と質の向上

1-2-1 障がい福祉サービスの充実

[08] 地域活動支援センターの実施

[09] 重症心身障がい児（者）通所施設の整備・充実

[10] 区立福祉園改修計画・民営化計画の検討・策定

[11] 短期入所（ショートステイ）事業の充実

[12] 移動支援事業の実施・充実

[13] 事業者への指導体制の整備・充実

1-2-2 事業所等の人材育成の推進・人材の確保

[14] 相談支援専門員の養成

[15] サービス提供に係る人材育成

1-2-3 障がい者福祉センターの運営

[16] 障がい者福祉センターの改修

[17] 障がい者福祉センターの機能の充実

* 網掛けのある事業は、重点項目を推進するための主な事業
* ★のある事業は、新規事業（新規掲載事業含む）

施策3 特性に応じた支援の充実

1-3-1 高次脳機能障がい・ 難病への支援

- [18] 高次脳機能障がい者に対する支援
- [19] 難病患者に対する支援
- [20] 機能訓練の推進と社会復帰支援

1-3-2 強度行動障がいへの 支援

- [21] 強度行動障がいの支援体制の構築 ★ (重点1)
- [22] 強度行動障がいの支援者養成

1-3-3 発達障がい者への支 援の充実

- [23] 板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実 (重点1)
- [24] 子ども発達支援センター事業の実施・充実 (重点1)
- [25] ほっとプログラムの実施

1-3-4 医療的ケアを必要と する人への切れ目の ない支援の充実

- [26] 医療的ケア児等コーディネーターの配置 (重点2)
- [27] 重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営 (重点2)
- [28] 医療的ケア児の受入環境の整備・充実
(児童発達支援事業所・放課後等デイサービス)
- [29] 医療的ケア児の受入環境の充実 (保育園・幼稚園)
- [30] 医療的ケア児の受入環境の充実 (小・中学校・あいキッズ)

1-3-5 精神障がい者への支 援の充実

- [31] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備 (重点4)
- [32] 措置入院者退院後支援事業の実施 ★
- [33] うつ病・躁うつ病家族教室の実施
- [34] 精神保健福祉講演会の実施
- [35] 精神保健福祉相談
- [36] 板橋区地域精神保健福祉連絡協議会の実施 ★
- [37] 精神保健関係機関間の連携強化 ★

1-3-6 依存症対策の推進

- [38] お酒の悩み相談会の実施
- [39] 薬物乱用防止推進事業の実施
- [40] 依存症相談の実施

施策4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

1-4-1
乳幼児期の療育・保
育・教育の充実

- [41] 乳幼児健康診査
- [42] 出張育児相談
- [43] 乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット）
- [44] 児童発達支援センターの機能充実
- [45] 要支援児保育巡回指導
- [46] 要支援児保育の実施
- [47] 臨床心理士等幼稚園巡回相談事業
- [48] 私立幼稚園における要支援児教育の推進 ★
- [49] 心身障がい児（者）歯科診療
- [50] 子どもののびるを支援する親の会
- [51] 児童発達支援事業所の充実

重点2

重点2

1-4-2
学齢期教育・放課後
対策の充実

- [52] インクルーシブ教育システム構築の推進 ★
- [53] 特別支援教室ほか通級による指導の運営
- [54] 特別支援学級の運営
- [55] 特別支援アドバイザーの充実
- [56] 学校生活支援員の配置
- [57] 特別支援学級教員の専門性の向上
- [58] 副籍制度の活用 ★
- [59] スクールソーシャルワーカーによる支援
- [60] あいキッズにおける要支援児の受入れ
- [61] あいキッズにおける要支援児巡回指導
- [62] 放課後等デイサービスの充実

重点2

重点2

1-4-3
障がい児支援におけ
る縦横連携の強化

- [63] 専門部会（障がい児）を活用した連携体制の強化 ★
- [64] 新しい環境への円滑な移行促進 ★
- [65] サポートファイルの運用・充実

基本目標 2 安心して地域で暮らし続けられるまち

【重点項目 3】
障がいのある人の就労の拡充
【重点項目 4】
多様な生活の場の整備

施策 1 障がいのある人の就労の拡充

2-1-1 就労の促進と定着支援の充実

[66] 板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営

重点3

[67] 一般就労の促進に向けた支援の実施

[68] 区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進

重点3

[69] チャレンジ就労の推進・拡充

重点3

[70] 民間企業における障がい者雇用の促進

[71] 優先調達活動の推進

[72] 作業所等経営ネットワーク支援事業の充実

重点3

2-1-2 通所施設等の充実

[73] 就労継続支援 A 型事業所の充実

[74] 就労継続支援 B 型事業所の充実

[75] 就労移行・定着支援事業所の充実

[76] 区立福祉園利用者の能力向上の取組

施策 2 多様な生活の場の整備

2-2-1 多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保

[77] グループホームの整備促進

[78] 住まいの相談窓口の設置

[79] 地域移行の支援体制の検討

★

2-2-2 地域生活支援拠点等の整備

[80] 緊急時の相談支援体制の整備

重点4

[81] 緊急時の受入体制の整備・充実

重点4

[82] 一人暮らしの体験の機会・場の確保

重点4

[83] 専門的人材の確保・養成

重点4

[84] 多様なニーズに対応できる連携体制の構築

重点4

施策3 家族への支援体制の構築

2-3-1
家族支援体制の構築

- [85] 在宅レスパイト事業の実施
- [86] 医療的ケア児等の家族の就労支援事業の実施 ★
- [87] ペアレントトレーニングの実施 ★
- [88] 親支援事業の実施 ★

2-3-2
きょうだい児支援体制の構築

- [89] きょうだい児の相談体制の構築 ★
- [90] 交流会の開催 ★

施策4 災害時等の支援体制の確立

2-4-1
安心・安全なくらしの確保

- [91] 区立福祉園におけるBCPの整備
- [92] 防災情報のユニバーサルデザイン化
- [93] 福祉避難所の整備・環境の充実

2-4-2
災害時の支援体制の確立

- [94] 避難行動要支援者登録名簿の作成・運用
- [95] 個別避難計画の作成・更新 ★ (重点4)
- [96] 災害時個別支援計画の運用 ★
- [97] 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進 ★
- [98] 自主防災組織等との連携による支援体制の強化

施策5 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

2-5-1
文化芸術・余暇活動の充実

- [99] 障がい者(児)余暇活動支援の実施
- [100] 図書館における障がい者向けサービスの実施
- [101] 障がいのある人の文化芸術活動の支援
- [102] 通所施設における文化活動の推進

2-5-2
ユニバーサルスポーツの推進

- [103] だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進
- [104] 障がい者スポーツの普及推進
- [105] 障がい者スポーツを支える人材の育成・確保

基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

【重点項目5】 障がい者差別の解消及び 権利擁護の促進

施策1 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

3-1-1 障がい者差別解消の 推進

[106] 障がい者差別解消講演会の実施

重点5

[107] 職員への障がい者差別解消研修の実施

重点5

[108] 職員向けハンドブックの見直し・啓発

3-1-2 虐待防止と権利擁護 の促進

[109] 板橋区障がい者虐待防止センターの運営

[110] 虐待防止のための研修及び講演会の実施

重点5

[111] 権利擁護体制の強化

[112] 養育支援訪問事業

[113] 虐待防止支援訪問事業

[114] 児童虐待防止ケアシステム研修会

[115] 要保護児童対策地域協議会

[116] 成年後見制度の利用促進

重点5

3-1-3 障がい及び障がいの ある人に対する理解 の促進

[117] 障がい者理解促進事業の実施

重点5

[118] 障がいに理解の深い事業所等への表彰事業の実施

[119] スマイルマーケットの実施・充実

[120] 障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発

[121] 手話言語の啓発



3-1-4 意思疎通支援の充実

[122] コミュニケーション支援機器等の活用の促進

重点5

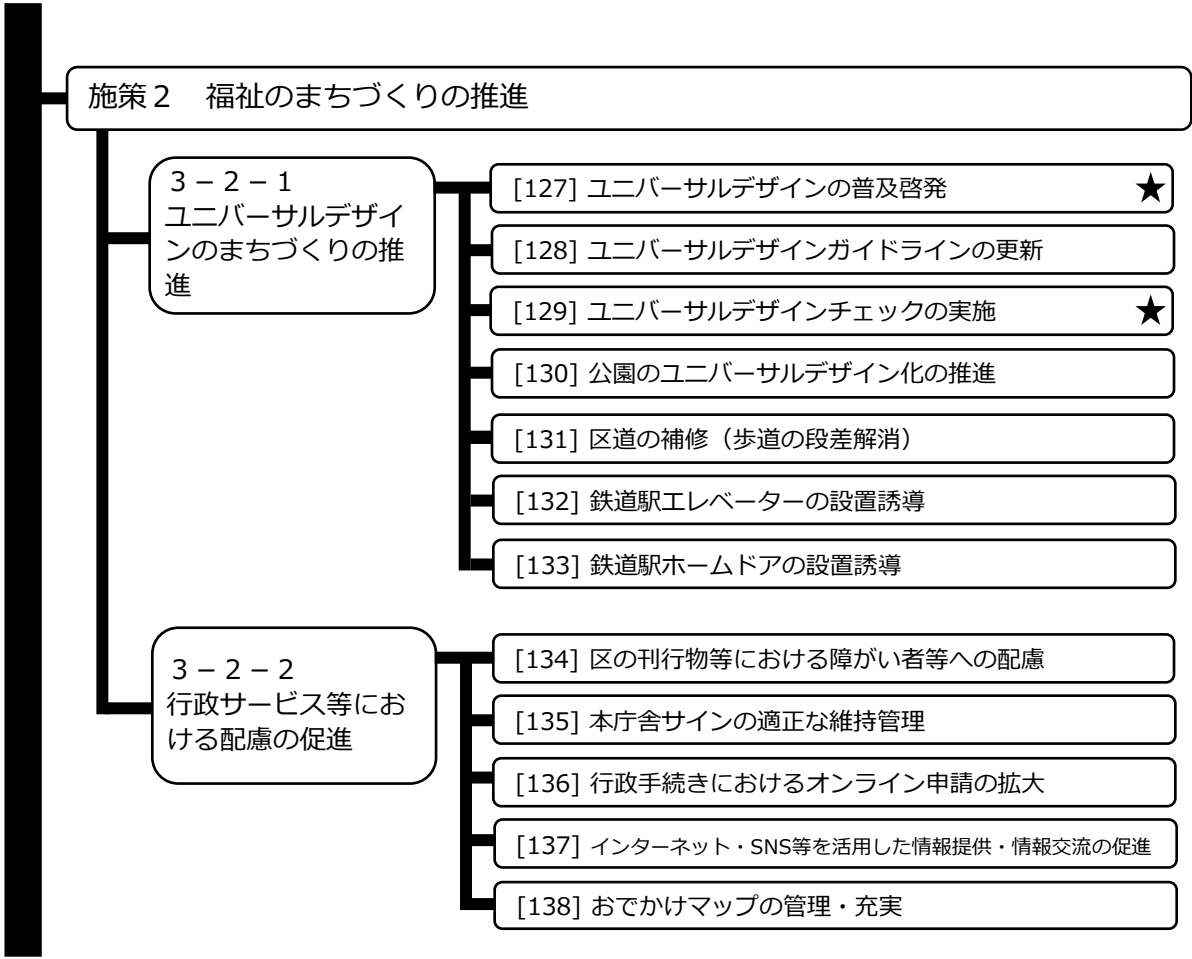
[123] 意思疎通ボランティア活動の支援

[124] 手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通の支援

3-1-5 地域交流機会の確保

[125] 障がいのある人と地域の相互交流の推進

[126] 障がいのある人のボランティア活動等への参加促進



4 板橋区障がい者計画 2030 における重点項目

令和5（2023）年度に策定する、板橋区障がい者計画の上位計画にあたる「いたばし No.1 実現プラン 2025 改訂版」では、3つの重点戦略（①SDGs戦略②DX戦略③ブランド戦略）について、3つのチャレンジ（①未来を担う人づくり②魅力あふれる元気なまちづくり③安心・安全な環境づくり）の視点から、施策を展開することとしています。

板橋区障がい者計画においては、いたばしNo.1 実現プラン 2025 改訂版の重点戦略や地域保健福祉計画における重点取組のほか、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）における事業の進捗状況を踏まえた課題、板橋区障がい者実態調査結果、板橋区地域自立支援協議会などの意見及び障がい福祉計画などの策定に係る国の基本指針などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取組を進めていきます。

重点項目1 相談支援の充実（基本目標1）

障がいのある人やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、個々に応じた相談をできる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。

「板橋区障がい者実態調査」においても、希望する暮らしのために必要な支援として、「相談対応などの充実」を求める声が高くなっています。

そのため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化、障害児相談支援の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの機能充実などに取り組みます。

また、令和2（2020）年度に開設した板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）では、成人期の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行ってきました。

今後は、基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心に、板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）や子ども発達支援センターだけでなく、教育支援センターや健康福祉センターなどの庁内関係部署による組織横断的な対応、地域の関係機関との連携強化を図り、それぞれの強みを活かした相乗効果による、相談支援の充実に取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [01] 基幹相談支援センターの運営・機能充実
- [02] 相談支援・障害児相談支援の充実
- [21] 強度行動障がいの支援体制の構築
- [23] 板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実
- [24] 子ども発達支援センター事業の実施・充実

重点項目2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標1）

障がいのある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた支援を提供していくとともに、その支援が継続・発展的に提供されることで、健やかな成長が期待されます。

各ライフステージにおいて、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を図る（縦の連携）とともに、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等とも連携した地域支援体制を強化（横の連携）し、子どもの成長発達を保障していく適切な支援の提供が必要です。そのため、板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）などを活用し、支援体制の構築に取り組んでいきます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学び成長することが求められています。重症心身障がいや医療的ケアの必要な子どもの様々な場面・環境における受入体制の整備について、「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」などを踏まえ、検討・対応を図っていきます。

これらの取組においては、令和5（2023）年4月に厚生労働省から移管・設置されたこども家庭庁をはじめ、国の動向を注視していきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [26] 医療的ケア児等コーディネーターの配置
- [27] 重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営
- [44] 児童発達支援センターの機能充実
- [51] 児童発達支援事業所の充実
- [52] インクルーシブ教育システム構築の推進
- [62] 放課後等デイサービスの充実

重点項目3 障がいのある人の就労の拡充（基本目標2）

「板橋区障がい者実態調査」において、障がい者施策を進めるために充実させるべき取組として、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」を求める声が高くなっています。

障がい者就労においては、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築が重要です。改正障害者総合支援法に基づき、令和7（2025）年10月までに開始が予定される、就労アセスメントの手法を活用した障がい福祉サービス「就労選択支援[※]」の有効な活用などにより、就労の定着に向けた取組を推進していきます。

さらには、令和5（2023）年4月に障がい政策課内に新設した「障がい者活躍推進係」において、チャレンジ就労の体制強化を図るとともに、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能強化や、障害者就業・生活支援センター（ワーキング・トライ）などの関係機関との連携を強化し、障がいのある人のニーズに合わせたさらなる就労支援・職場定着支援の充実を図っていきます。

また、就労継続支援B型事業所などで働く障がい者の工賃向上につながるよう、自主生産品の販売や共同受注を支援していきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [66] 板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営
- [68] 区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進
- [69] チャレンジ就労の推進・拡充
- [72] 作業所等経営ネットワーク支援事業の充実

重点項目4 多様な生活の場の整備（基本目標2）

高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくことが必要です。

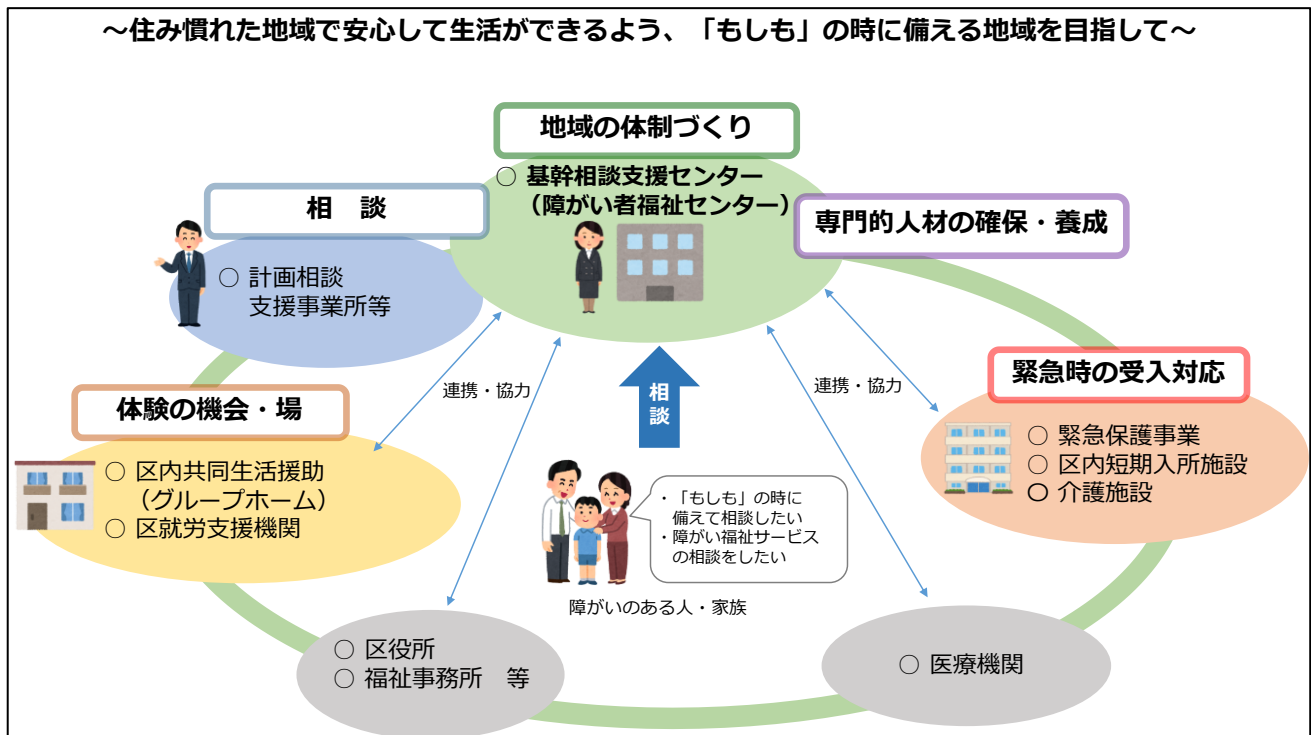
板橋区においては、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、基幹相談支援センターを軸とした、面的整備型の地域生活支援拠点等の整備・充実に取り組んでいます。

今後は、令和5（2023）年度に運用を開始した、障がいのある人の介助者不在等、緊急時に円滑な対応が行えるようにすることを目的とした「安心支援プラン」の検証・充実を図るとともに、赤塚ホーム等の短期入所における緊急時の受入れ・対応や体験利用制度の充実のほか、支援者向けの研修を実施することで専門的人材を養成するなど、地域生活支援拠点等の整備に取り組んでいきます。

このほか、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備として、関係者間の連携体制を構築するため、協議の場を活用した地域課題の検討に取り組みます。

また、近年の災害において、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画※の作成が有効とされ、個別避難計画の作成を市町村の努力義務と定めた改正災害対策基本法が令和3（2021）年に施行されました。災害時のすみやかな避難を支援し、地域で安心して暮らしていくためにも、避難行動要支援者※の個別避難計画の作成や、年1回の更新に取り組んでいきます。

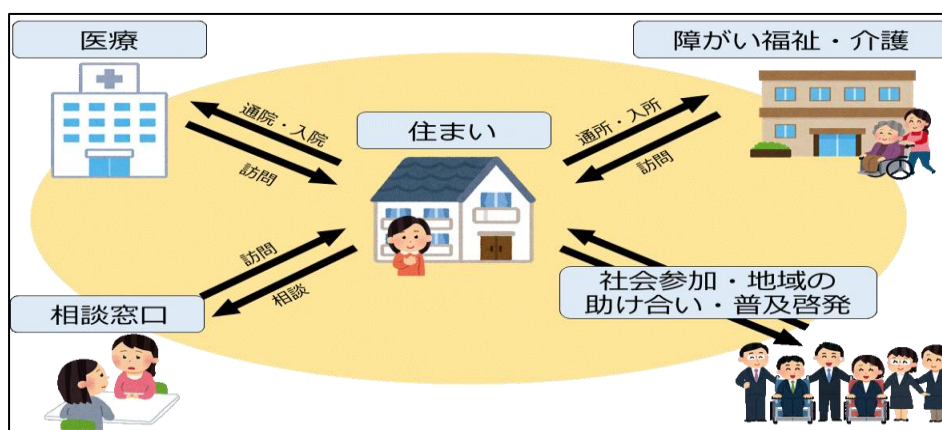
【板橋区の地域生活支援拠点等の整備イメージ】



【重点項目を推進する主な事業】

- [31] 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備
- [80] 緊急時の相談支援体制の整備
- [81] 緊急時の受入体制の整備・充実
- [82] 一人暮らしの体験の機会・場の確保
- [83] 専門的人材の確保・養成
- [84] 多様なニーズに対応できる連携体制の構築
- [95] 個別避難計画の作成・更新

【地域包括ケアシステムの構築イメージ】



重点項目5 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進（基本目標3）

障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加に向け、未然防止や解消を図っていくことが極めて重要です。

そのためには、障がいや障がいのある人に対する理解の醸成が必要であり、子どもの頃から学ぶ機会を創出し、普及啓発の充実を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境・地域づくりに取り組んでいきます。

【重点項目を推進する主な事業】

- [106] 障がい者差別解消講演会の実施
- [107] 職員への障がい者差別解消研修の実施
- [110] 虐待防止のための研修及び講演会の実施
- [116] 成年後見制度^{*}の利用促進
- [117] 障がい者理解促進事業の実施
- [122] コミュニケーション支援機器等の活用の促進

5 基本目標に基づく施策の展開

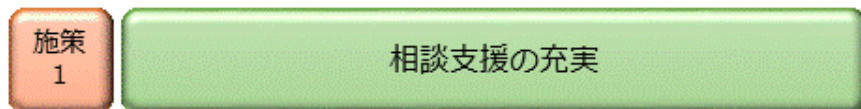
3つの基本目標のもと、11の施策を位置付け、具体的な取組として計画事業を着実に進めていくことで、基本理念の実現を図っていきます。

計画事業については、上位計画の方向性を踏まえつつ、現計画において成果を挙げるなど、継続的に取り組んでいく事業のほか、今回明らかになった課題の解決に資する事業を選定しており、新規掲載事業22を含む、138事業を選定しています。

計画事業のうち、重点項目を推進する主な事業（27事業）については、3か年の事業量を設定し、板橋区地域自立支援協議会本会及び部会において、進捗状況の点検や評価を行うことで、課題解決に向けて着実に取り組んでいきます。

重点項目を推進する事業については、SDGsのゴールのうち特に関連のあるものを1つ掲載しています。


(1) 基本目標1 自分らしく生き生きとくらするまち




障がいのある人のくらしを豊かにしていくためには、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。

そのため、相談支援体制の充実や相談機関の連携強化などに取り組んでいきます。

1-1 相談支援体制の充実

番号	01	事業名	基幹相談支援センターの運営・機能充実		
担当課	障がい政策課・障がいサービス課				
事業概要	 <p>地域における障がい者相談支援の中核として、障がいがあっても住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関との連携強化、相談支援事業者への支援、相談支援専門員の育成などを図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	02	事業名	相談支援・障害児相談支援の充実		
担当課	障がい政策課・障がいサービス課				
事業概要	 <p>個々の状況に応じた適切な支援の確保を図るため、相談支援事業所による計画作成及びモニタリング※による継続的な支援を行います。また、相談支援事業所による計画作成を望む人がサービスを利用できるよう、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）などを活用し、課題解決に向けた検討・対応を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
03	特別支援教育相談の実施 【教育支援センター】	特別支援教育※に関する就学及び転学の相談や手続きについて、保護者からの相談を受けて対応します。
04	障がい者相談員活動の充実 【障がいサービス課】	身体障がい者や知的障がい者及び家族などを対象に、相談業務や助言などのほか、それぞれの立場などの理解促進、関係機関の円滑な業務遂行を図ることで、障がい者の福祉の増進を図ります。

1-2 相談機関の連携強化

No.	事業名	事業概要
05	板橋区地域自立支援協議会の実施 【障がい政策課】	地域の障がい福祉に関するしくみづくりの中核的な役割を果たす「板橋区地域自立支援協議会」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検、評価を行い、実効性のある取組を進めていきます。
06	子ども家庭総合支援センターと関係機関の連携強化 【支援課・援助課】	複雑多様化する児童虐待相談に対し、子ども家庭総合支援センターと関係部局や外部機関が連携してきめ細かくに対応することにより、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守る連携体制の強化を図ります。
07	相談支援事業所間の連携強化 【障がいサービス課】	相談支援事業所実務担当者連絡会などの場を活用し、情報交換や事例検討などを行うことで、事業所間の連携・相談支援体制の強化を図ります。

障がいのある人が、住む場所やライフスタイルなどを自ら選択することにより自分らしく生きることができるよう、様々な自立のあり方に対する支援として、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細かなサービスが提供できる体制の確保・充実を図っていく必要があります。

そのため、日中活動系サービス（生活介護や就労支援サービス等）や地域活動支援センターなど、障がいのある人のニーズに即した日中活動の場を確保していきます。

また、質の高い支援のためには、障がいや疾病を理解するとともに、支援方法などの専門的な知識と経験が必要となります。将来的にもサービスの質・量を確保していくためには、専門的な人材が必要となることから、養成と確保に取り組んでいきます。

2-1 障がい福祉サービスの充実

No.	事業名	事業概要
08	地域活動支援センターの実施 【障がいサービス課】	通所にて、創作的活動や生産活動の機会、ひきこもり防止など社会との交流の機会を提供し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。
09	重症心身障がい児（者）通所施設の整備・充実 【障がいサービス課】	重症心身障がい児（者）の日中活動の場を計画的に確保するため、新設の相談に対応するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。
10	区立福祉園改修計画・民営化計画の検討・策定 【障がいサービス課】	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営み、積極的に社会参加できる環境を整備するため、老朽化の進む区立福祉園の改修計画及び民営化計画の検討・策定を進めていきます。
11	短期入所（ショートステイ）事業の充実 【障がいサービス課】	短期入所（ショートステイ）事業所の充実に向け、新設の相談に対応するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。また、事業所との連携を強化し、緊急時の受け入れ先の確保に取り組んでいきます。
12	移動支援事業の実施・充実 【障がいサービス課】	障がいのある人が日常生活、社会生活を営むうえで必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加を支援します。
13	事業者への指導体制の整備・充実 【障がいサービス課】	障がい福祉サービス事業者に対し、法令順守などの指導検査及び立ち入り検査を行える体制を整備します。また、適宜事業者連絡会を主催、もしくは事業者による自主的な連絡会に参画し、情報共有を通じたサービスの質の向上に取り組みます。

2-2 事業所等の人材育成の推進・人材の確保

No.	事業名	事業概要
14	相談支援専門員の養成 【障がい政策課・障がいサービス課】	相談支援事業所実務担当者連絡会などを活用し、相談支援専門員のスキルアップや情報交換を行います。 相談支援専門員の量的拡大、質的向上を図るため、板橋区地域自立支援協議会と連携し、相談支援専門員の研修会を定期的で開催するなど、区も含めたネットワークの構築に取り組みます。
15	サービス提供に係る人材育成 【障がい政策課・障がいサービス課】	障がい福祉サービスの提供に係る人材の養成及び資質の向上に向け、東京都などが実施する研修の周知・情報共有に取り組み、人材育成の機会・場の活用を推進します。

2-3 障がい者福祉センターの運営

No.	事業名	事業概要
16	障がい者福祉センターの改修 【障がい政策課・障がいサービス課】	老朽化の状況を踏まえて障がい者福祉センターを適切に維持管理するとともに、機能移転の検討を踏まえ、現センターのあり方・改修を検討していきます。
17	障がい者福祉センターの機能の充実 【障がい政策課・障がいサービス課】	利便性の向上及び機能の充実に向け、障がい者福祉センターの機能移転に係る検討・調整を進めていきます。


障がいのある人へ効果的に支援するためには、その特性に応じた支援が重要となります。そのため、高次脳機能障がいや難病、強度行動障がいなど、個々の状況に即した支援の充実に取り組んでいきます。このほか、アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症対策の推進にも取り組んでいきます。

また、発達障がいや医療的ケアを必要とする方への、ライフステージに応じた切れ目のない支援として、行政・関係機関・地域が連携して対応できるシステムの構築が必要です。そのため、様々な立場の人による協議の場において、効果的な支援策を検討し、対応を図っていきます。また、精神障がい者に対する支援体制の整備・充実を図るため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の検討を進めていきます。

3-1 高次脳機能障がい・難病への支援


No.	事業名	事業概要
18	高次脳機能障がい者に対する支援 【障がい政策課・障がいサービス課】	障がい者福祉センターにて機能訓練などを行うとともに、当事者によるピアカウンセリング※や、障がい理解を目的としたセミナーを開催します。 板橋区地域自立支援協議会（高次脳機能障がい部会）において、高次脳機能障がいに対する支援の検討・情報共有などを行います。 高次脳機能障がい者を含む、障がいのある人の日中活動を支援している地域活動支援センターに対し助成します。
19	難病患者に対する支援 【予防対策課・健康福祉センター】	健康福祉センターでは、神経難病疾患の方を中心に医療費助成の申請時に保健師が面談し、療養生活の相談や介護等に関する地域資源を紹介します。また、継続的な支援が必要な方には、お住まいの地区を担当する保健師が相談支援を行います。 予防対策課は、難病当事者団体によるピアカウンセリングや講演会、患者交流会を開催するなど、難病患者に対する支援を行います。
20	機能訓練の推進と社会復帰支援 【障がいサービス課】	障がい者福祉センターにおいて、心身機能の低下防止や健康の維持・増進を図ることで、社会生活に必要な技術の取得や向上と、社会参加を促進します。


3-2 強度行動障がいへの支援

番号	21	事業名	強度行動障がいの支援体制の構築		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>強度行動障がいのある人が障がい福祉サービス等において適切な支援を受けることができるよう、支援ニーズの把握による支援体制の構築に向けた取組を進めます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
22	強度行動障がいの支援者養成 【障がい政策課】	事業者説明会などの場を通じて啓発活動や研修を行うことで、事業者に対する強度行動障がいへの理解促進を図り、強度行動障がいの支援の促進につなげます。


3-3 発達障がい者への支援の充実


番号	23	事業名	板橋区発達障がい者支援センター事業の実施・充実		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>成人期（概ね16歳以上）の発達障がい者に対する総合的な支援の拠点として、専門相談や社会参加支援、家族支援、関係機関との連携などを行うことにより、安定した日常生活又は社会生活が送れるよう自立と就労に向けた取組、安心して利用できる居場所づくりを行います。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	24	事業名	子ども発達支援センター事業の実施・充実		
担当課	健康推進課				
事業概要	 <p>発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児から概ね15歳までの児童生徒とその家族などを対象に、公認心理師[※]、言語聴覚士[※]、作業療法士[※]、ソーシャルワーカーによる個別の面接相談を行うとともに、保護者向けの講座を開催し、家族などの子育てを支援します。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
25	ほっとプログラムの実施 【子育て支援課】	児童館において、発達障がいなど配慮が必要な子どもとその保護者に対して、親子遊びを通して発達を促し、気軽にできる子育て相談などにより、経験が不足している親の子育てを支援するとともに、発達障がい児の早期発見、早期支援につなげます。


3-4 医療的ケアを必要とする人への切れ目のない支援の充実

番号	26	事業名	医療的ケア児等コーディネーターの配置		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児等コーディネーターを配置することにより、障がい児支援の体制強化を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	27	事業名	重症心身障がい・医療的ケア児等会議の運営		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、地域課題や対応策について、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として設置した「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を活用し、必要な支援の検討と成長過程を繋ぐ連携体制をとります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
28	医療的ケア児の受入環境の整備・充実（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス） 【障がいサービス課】	既存の事業所における受入環境の充実や新規事業所の参入を促進するとともに、必要に応じて、公共用地などの活用を含めて広く検討します。
29	医療的ケア児の受入環境の充実（保育園・幼稚園） 【保育運営課・学務課】	区立保育園・幼稚園における医療的ケア児の受入れを行うとともに、重症心身障がい・医療的ケア児等会議を活用するなど、関係部局とも連携を図っていきます。
30	医療的ケア児の受入環境の充実（小・中学校・あいキッズ） 【学務課・指導室・地域教育力推進課・教育支援センター】	小・中学校及びあいキッズにおける医療的ケア児の受入れを行うとともに、重症心身障がい・医療的ケア児等会議を活用するなど、関係部局とも連携を図っていきます。

3-5 精神障がい者への支援の充実

番号	31	事業名	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの検討・整備		
担当課	障がい政策課・予防対策課				
事業概要	 <p>精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしいくらしができるよう、医療、障がい福祉・介護、相談窓口、社会参加・地域の助け合い・普及啓発、住まいが包括的に確保されたシステムの構築に向けた検討・整備を進めます。構築にあたっては、保健・福祉・医療関係者による協議の場を活用し、地域課題の検証を行います。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
32	措置入院者退院後支援事業の実施 【予防対策課】	精神科医療機関に措置入院 [※] し、退院後の支援を希望する方を対象に、入院中に作成した支援計画をもとに関係機関と連携し、退院後の地域生活の定着を支援します。
33	うつ病・躁うつ病家族教室の実施 【予防対策課】	うつ病 [※] ・躁うつ病 [※] で悩んでいる家族を対象に、病気の基礎知識や最新の治療法と社会復帰、周囲の対応方法とストレス対処法などをグループワークを通して学ぶ教室を実施します。
34	精神保健福祉講演会の実施 【予防対策課】	精神障がいについての正しい知識と理解の普及を推進するため、区民及び支援者を対象に、精神疾患と治療、回復などの講演会を開催します。
35	精神保健福祉相談 【健康福祉センター】	保健師が、こころの健康に関する相談や受診相談、精神障がい者の生活・社会参加に関して、本人及びその家族に対し面接や電話、家庭訪問による相談支援を行います。また、専門の医師が、家族・本人の相談に対応します。
36	板橋区地域精神保健福祉連絡協議会の実施 【予防対策課】	保健・医療・福祉の関係機関、当事者団体などとの協力体制を整備し、精神保健福祉施策の総合的かつ効果的な推進を目的に開催します。
37	精神保健関係機関間の連携強化 【予防対策課】	精神障がい者とその家族に対し、より良い支援を提供するための連携・支援体制の強化を図る目的で、区内精神科医療機関等による情報交換会を開催します。

3-6 依存症対策の推進

No.	事業名	事業概要
38	お酒の悩み相談会の実施 【予防対策課】	飲酒問題で困っている家族と本人に対して、依存症への対応の習得を目的にミーティングによる継続相談を行います。
39	薬物乱用防止推進事業の実施 【生活衛生課】	東京都薬物乱用防止推進板橋地区協議会などの関係機関などと協力して、危険ドラッグの不正使用などを撲滅するための啓発などに取り組みます。
40	依存症相談の実施 【予防対策課・健康福祉センター】	依存症（アルコール、薬物及びギャンブル等）についての周知啓発に取り組みます。また、各健康福祉センターにおいて相談を受け付け、必要に応じて関係機関の相談窓口に繋げることで、依存症からの回復を支援します。


施策 4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの健やかな成長においては、障がいのない子どもと地域の中できょうに育っていくことができる環境の構築などが求められています。


そのため、障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで支援をし続ける療育・保育・教育が提供できる環境の充実や縦横連携体制を強化し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

4-1 乳幼児期の療育・保育・教育の充実


No.	事業名	事業概要
41	乳幼児健康診査 【健康推進課】	区内に住所を有する乳幼児を対象に、健康福祉センターや指定医療機関で健康診査を実施することにより、心身の異常の早期発見と健やかな成長を支援するとともに、保護者が安心して育児ができるように支援します。
42	出張育児相談 【健康福祉センター】	乳幼児の健やかな育成のために、身体発育、精神発達、保護者の育児不安などに関し、保健師、栄養士、歯科衛生士などが行っている育児相談を、児童館・集会所など地域に出向き実施します。
43	乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット） 【健康推進課】	乳幼児の発達を支援するために、関係機関（専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、教育支援センター）が情報の共有化や支援体制の課題について検討する連絡会を開催し、有機的な連携体制を推進します。

番号	24	事業名	児童発達支援センターの機能充実		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>地域における障害児相談支援や関係機関などとの連携強化を図るため、中核的な療育支援施設である児童発達支援センターの機能充実を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
45	要支援児保育巡回指導 【保育サービス課】	区立・私立保育園等に入所している要支援児 [*] の保育状況の観察及び指導助言を巡回して行います。
46	要支援児保育の実施 【保育運営課・保育サービス課】	保育が必要でかつ特別な配慮を要する乳幼児を、保育施設で一般の保育の利用児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進させ、福祉の向上を図ります。
47	臨床心理士等幼稚園巡回相談事業 【学務課】	心身障がい児教育の充実を図るため、臨床心理士 [*] や臨床発達心理士 [*] 等の巡回指導員が区立・私立幼稚園を巡回します。
48	私立幼稚園における要支援児教育の推進 【学務課】	心身等に障がいのある要支援児への教育の推進を図るため、要支援児が在籍する私立幼稚園に対し、人件費や教員研究費、設備関係費などを補助します。
49	心身障がい児（者）歯科診療 【健康推進課】	一般の診療施設で治療の困難な心身障がい児（者）の歯科診療や、歯のブラッシングの指導などを行います。
50	子どもののびるを支援する親の会 【健康福祉センター】	就学前の幼児の発達に気になることがある保護者を対象に、子どもの発達を促すとともに、保護者が育児に前向きに取り組み、児童の成長を促す関わりが持てるよう、講座や保護者同士の交流会を実施します。


番号	51	事業名	児童発達支援事業所の充実			
担当課	障がいサービス課					
事業概要	 <p>情報提供や相談業務などを通じて整備（重症心身障がい児対応含む）を促進するとともに、児童相談所の開設に伴う設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。</p>					
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度		
	調整中					

4-2 学齢期教育・放課後対策の充実

番号	52	事業名	インクルーシブ教育システム構築の推進		
担当課	指導室				
事業概要	 <p>特別支援教育に関する通常の学級の専門性を高めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切なアセスメントに基づく指導を実施することなどを通じ、できる限り通常の学級で学べることを追求しつつ、個別の教育的ニーズに応えられる多様な学びの場を選択できる体制の構築に取り組みます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
53	特別支援教室ほか通級による指導の運営 【指導室】	東京都が策定した「特別支援教室※の運営ガイドライン」に基づき、発達障がい等の児童生徒を対象として全小・中学校に整備した特別支援教室を運営するとともに、聴覚障がい・言語障がいの児童を対象として設置した「きこえとことばの教室」「ことばの教室」を運営することで、これらの児童生徒が通常の学級で学校生活を送ることができるよう支援します。
54	特別支援学級の運営 【指導室】	知的障がいなど、特別な支援を必要とする児童生徒が、それぞれの障がいや学習の状況に合わせた指導を受けられるよう、特別支援学級を運営します。
55	特別支援アドバイザーの充実 【指導室】	臨床心理士や学校心理士※等の特別支援アドバイザーを学校に派遣し、教職員等に対して、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童生徒に関する学級経営上の助言・指導を行うことを通じ、特別支援教育に関する学校の体制の充実等を図ります。
56	学校生活支援員の配置 【指導室】	学校生活支援員を学校に配置し、特別支援学級や通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対する生活介助・安全保持を行います。
57	特別支援学級教員の専門性の向上 【指導室】	特別支援学級が都立特別支援学校による助言・援助を受けることを通じた、特別支援学級の専門性の向上を図ります。
58	副籍制度の活用 【指導室】	特別支援学校に在籍する子どもが区立小・中学校に副次的な籍を置き、交流及び共同学習を行う副籍制度※を活用することで、相互理解の推進を図ります。
59	スクールソーシャルワーカーによる支援 【教育支援センター】	スクールソーシャルワーカーが、区立小・中学校に在籍する児童生徒の問題行動など（いじめ・不登校など）に対し、教育と福祉の両面に関しての専門的な立場から、関係機関と連携しながらその児童生徒の置かれた環境に働きかけを行い、問題解決や環境の改善に向けて支援を行います。

No.	事業名	事業概要
60	あいキッズにおける要支援児の受入れ 【地域教育力推進課】	放課後、保護者が就労などにより家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、健常児との交流を図ります。また、各小学校で屋外・屋内（動的・静的）など目的別に拠点を設けてプログラムを展開します。
61	あいキッズにおける要支援児巡回指導 【地域教育力推進課】	専門的知識・経験を有する外部専門員があいキッズを巡回して、利用している要支援児の状況を観察し、指導助言を行います。

番号	62	事業名	放課後等デイサービスの充実		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>情報提供や相談業務などを通じて整備（重症心身障がい児対応含む）を促進するとともに、児童相談所の開設に伴う設置市事務としての指導検査の中で、質の向上を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

4-3 障がい児支援における縦横連携の強化

No.	事業名	事業概要
63	専門部会（障がい児）を活用した連携体制の強化 【障がい政策課】	板橋区地域自立支援協議会（障がい児部会）を活用し、障がい児に対する支援の検討・情報共有などを行うことで、連携体制の強化に取り組みます。
64	新しい環境への円滑な移行促進 【援助課】	障がい児入所施設に入所する子どもが18歳になるとき、次の環境へ円滑に移行できるよう、子ども家庭総合支援センターと関係機関との情報共有を図ります。
65	サポートファイルの運用・充実 【障がいサービス課】	本人の生い立ちから現在の生活に至る成長の記録や支援内容を書き綴る「サポートファイル」を適宜見直しながら運用し、効果的な活用を図ることで、切れ目のない支援につなげていきます。

(2) 基本目標2 安心して地域で暮らし続けられるまち

施策
1

障がいのある人の就労の拡充

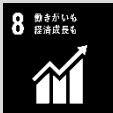
障害者雇用促進法による法定雇用率[※]の引き上げをはじめとする、障がい者就労の促進に向けた政策を背景に、障がいのある人の就労意欲や企業の採用意欲が高まりを見せており、障がいのある人の雇用数が増加しています。

一方で、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けるためには、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出が必要であり、専門性の高い支援が求められています。

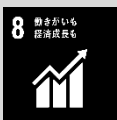
そのため、企業及び障がいのある人に対する就労支援や就労定着支援のさらなる充実を図るとともに、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能を強化し、関係機関などと連携を図りながら、きめ細かな支援に取り組んでいきます。

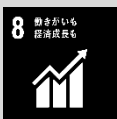
また、就労機会の拡大を図るとともに、障がいの程度に応じた支援として、福祉施設などにおける就労の充実にも取り組んでいきます。

1-1 就労の促進と定着支援の充実

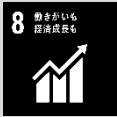
番号	66	事業名	板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の運営		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 区内障がい者の一般就労と職場定着を支援するため、関係機関との連携強化、職能訓練や情報提供、就職後の職場定着支援などを行うことで、障がい者が自らに合った仕事に就労できるよう、就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取組を進めます。				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
67	一般就労の促進に向けた支援の実施 【障がい政策課】	区内障がい者に就労を啓発し、また能力開発を支援しつつ、一般就労とその後の職場定着を支援します。

番号	68	事業名	区における障がい者雇用（障がい者活躍推進計画）の推進		
担当課	人事課・障がい政策課				
事業概要	 <p>障がい者活躍推進計画に基づき、区職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がいのある人が活躍しやすい職場づくりや人事管理などによる雇用の質の確保を図っていきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	69	事業名	チャレンジ就労の推進・拡充		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>障がいのある人の一般就労へのステップとなるよう、区役所において就労経験を積む機会を提供し、障がいのある人の自立支援を図っていきます。また、庁内各部署の業務を積極的に受注し、仕事の切り出しなどを通じて、職員の障がい理解の啓発につなげるとともに、業務の効率化に努めます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
70	民間企業における障がい者雇用の促進 【障がい政策課】	板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）を通じて、支援策の検討や就労支援機関との連携により、民間企業における障がい者雇用の促進を図ります。
71	優先調達活動の推進 【障がい政策課】	区内就労支援事業所などに通う障がい者の工賃アップを図るため、毎年、障害者優先調達推進法に基づく「板橋区障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、障がい者就労施設などからの優先調達を推進します。

番号	72	事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業の充実		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>障がいのある人の就労と社会参加を通じて、就労継続支援 B 型事業所などの工賃向上を目的に、就労を支援する区内福祉施設のネットワークを構築し、各施設の自主生産品の商品 P R や製品販売、販路拡大、共同製品開発などの支援に取り組めます。</p> <p>また、東京都と連携し、民間事業者の業務を各福祉施設が共同で受注する支援にも取り組めます。</p>				
年度別計画	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 ～12 年度	
	調整中				

1 - 2 通所施設等の充実

No.	事業名	事業概要
73	就労継続支援 A 型事業所の充実 【障がい政策課・障がいサービス課】	受入環境や相談の充実を図るほか、民間事業所の参入を促進するとともに、東京都と連携して事業所の賃金確保に向けた助言・指導を行っていきます。
74	就労継続支援 B 型事業所の充実 【障がい政策課・障がいサービス課】	雇用契約に基づく就労が困難な人への働く場、知識・能力の向上訓練を行う場の確保に努めるとともに、新設の相談に対応し、必要に応じて公共用地などの活用を含めて広く検討します。
75	就労移行・定着支援事業所の充実 【障がい政策課・障がいサービス課】	板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）などを活用し、事業所間の連携によるサービスの充実を図るとともに、新設の相談に対応するなど、民間事業所の参入促進に取り組んでいきます。
76	区立福祉園利用者の能力向上の取組 【障がいサービス課】	区立福祉園等利用者の清掃訓練事業（区立三園福祉園を研修の場として使用）により、清掃事業の習得と就労に向けた能力の向上や就労の機会の向上をめざし、自立に向けた取組を行います。


障がいのある人が地域で生活をしていくためには、生活基盤の確保が重要であるため、障がいのある人が安心してくらするグループホームなど、多様な生活の場の確保に取り組んでいきます。


また、「親亡き後」も、住み慣れた地域で安心してくらし続けられる居住支援の機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」において、必要な機能の整備・充実を図るとともに、多様な資源の連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人の生活を支える環境を構築していきます。


2-1 多様な居住の場の整備・くらしやすい住宅の確保


No.	事業名	事業概要
77	グループホームの整備促進 【障がいサービス課】	重度の方も含め、障がいのある人を対象とするグループホームの整備を促進し、居住の場を確保するとともに、地域での生活を支え、自立に向けた支援を行います。
78	住まいの相談窓口の設置 【住宅政策課】	居住支援協議会が「板橋りんりん住まいるネット」を設置し、お困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行います。
79	地域移行の支援体制の検討 【障がい政策課・障がいサービス課】	関係部署・関係機関と連携し、障がいのある人が安心して地域生活に移行できる支援体制の構築に向け、地域生活移行支援連絡会などを活用し、検討していきます。


2-2 地域生活支援拠点等の整備

番号	80	事業名	緊急時の相談支援体制の整備			
担当課	障がい政策課					
事業概要	 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業などにおいて、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネーターや必要な相談支援等を行う体制の整備に向け、検討・対応を図っていきます。					
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度		
	調整中					

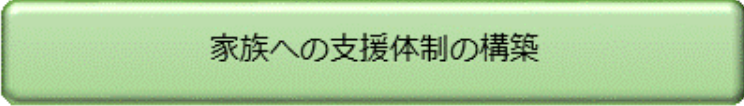
番号	81	事業名	緊急時の受入体制の整備・充実		
担当課	障がい政策課・障がいサービス課				
事業概要	 <p>介護者の急病や障がいのある人の状態変化などの緊急時の受入れや医療機関への連絡などの必要な対応を行う機能について、赤塚ホームにおける受入れの充実を検討するとともに、板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の短期入所施設において、受入枠を確保します。</p> <p>また、受入枠の充実を図るため、民間の短期入所施設との連携、協力体制の確保を検討していきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	82	事業名	一人暮らしの体験の機会・場の確保		
担当課	障がい政策課・障がいサービス課				
事業概要	 <p>地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助（グループホーム）などの障がい福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能について、板橋キャンパス（都有地活用）に整備予定の共同生活援助施設（グループホーム）において、受入枠を確保します。</p> <p>また、受入枠の充実を図るため、民間の共同生活援助施設との連携、協力体制の確保を検討していきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	83	事業名	専門的人材の確保・養成		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>医療的ケアが必要な人や行動障がいのある人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応ができる人材の確保・養成を行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	84	事業名	多様なニーズに対応できる連携体制の構築		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 <p>地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、社会資源の連携体制の構築などを行う機能について、基幹相談支援センターを中心とした整備に向け、検討・対応を図っていきます。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				


 施策
3


 家族への支援体制の構築

障がいのある人の家族は、日ごろの介護・支援を行っていることで、日常生活における負担が大きくなっています。

そのため、家族の休息（レスパイト[※]）を図るための事業の実施や、障がい児の家族に乳幼児期からの適切な支援を理解してもらうことで、障がい児のすこやかな成長及び発達、その自立が図られるよう、家族支援の体制の構築に向け、取り組んでいきます。

また、きょうだい児は、障がいのある兄弟姉妹の介護・支援を担うことや、障がいのある兄弟姉妹に親がかかりきりになることで、親との関わりに課題が生まれることもあります。

そのため、きょうだい児同士が関わることで気持ちを共有できる場など、きょうだい児を支援する体制の構築に向け、取り組んでいきます。

3-1 家族支援体制の構築

No.	事業名	事業概要
85	在宅レスパイト事業の実施 【障がいサービス課】	在宅の重症心身障がい児（者）や医療的ケア児に対し、訪問看護事業者による看護を行うことにより、家族の休息（レスパイト）を図り、心身の健康の向上につなげます。
86	医療的ケア児等の家族の就労支援事業の実施 【障がいサービス課】	重症心身障がい児（者）や医療的ケア児を在宅で介護する家族の就労や就労活動中に、訪問看護事業者による看護を行うことにより、家族の就労支援につなげます。
87	ペアレントトレーニングの実施 【健康推進課】	障がいのある子どもを育てている人や関わりのある支援者を対象に、障がいへの理解を深めたり、支援者同士で交流しながら、様々な関わり方の手法や考え方などを習得してもらう講座を実施します。
88	親支援事業の実施 【援助課】	子育て中の親を対象に、子どもとの向き合い方や家族とのコミュニケーションに役立つヒントや情報を、専門の講師から講義やグループワークで学ぶ講座を実施します。

3-2 きょうだい児支援体制の構築

No.	事業名	事業概要
89	きょうだい児の相談体制の構築 【障がい政策課・障がいサービス課】	きょうだい児を養育する親が抱える悩みや不安などを相談する機会・場を創出することで、きょうだい児の健やかな成長につながる体制の構築に取り組みます。
90	交流会の開催 【障がい政策課・障がいサービス課】	きょうだい児同士が交流することで、きょうだい児の悩みなどを共有し合い、安心してありのままを受け止められる居場所となる機会・場の創出に取り組みます。

地震や風水害をはじめとする災害の発生時において、障がいのある人が安心・安全に生活し続けるためには、災害時の避難行動における様々なハンディキャップの解消や、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があります。


そのため、個別避難計画作成の推進、災害時におけるBCP（業務継続計画）の整備・充実や、情報提供体制の確保、区民相互における支援体制づくりなど、きめ細かな支援体制の構築に取り組んでいきます。

4-1 安心・安全な暮らしの確保

No.	事業名	事業概要
91	区立福祉園におけるBCPの整備 【障がいサービス課】	区立福祉園において、福祉避難所※として体制整備を進めるとともに、BCP（業務継続計画）に基づく福祉サービスの提供を図ります。
92	防災情報のユニバーサルデザイン化 【防災危機管理課】	日頃の備えになる情報や緊急性の高い情報などについて、紙媒体やネット環境など、様々な伝達手段を活用することに加え、伝わりやすい表現などに心がけることで、障がいのある人を含めだれもがいつでも防災情報を受け取ることができる環境を整備します。
93	福祉避難所の整備・環境の充実 【地域防災支援課】	避難行動要支援者等の受入体制確保のため、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を行います。

4-2 災害時の支援体制の確立

No.	事業名	事業概要
94	避難行動要支援者登録名簿の作成・運用 【地域防災支援課】	避難行動要支援者から外部提供に関する同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる関係者に提供することにより、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。

番号	95	事業名	個別避難計画作成・更新			
担当課	地域防災支援課・福祉事務所					
事業概要	 避難行動要支援者の個別避難計画作成するとともに、年1回更新することで、災害時のすみやかな避難を支援します。					
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度		
	調整中					

No.	事業名	事業概要
96	災害時個別支援計画の運用 【予防対策課】	在宅人工呼吸器使用者を対象に、個別支援計画を作成するとともに、年1回更新することで、災害時の安心・安全な在宅支援に取り組みます。 また、受託事業者、専門家及び区による事例検討会を開催し、個別支援計画の課題共有と支援内容の検討を行います。
97	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の促進 【防災危機管理課】	区内の浸水想定区域などにある障がい者支援施設等に対し、水害時に要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための避難確保計画作成及び避難訓練実施の促進に取り組みます。
98	自主防災組織等との連携による支援体制の強化 【地域防災支援課】	区民防災大学において要配慮者関係講習を実施し、町会・自治会ごとに組織される住民防災組織やマンション管理組合による自主防災組織などの要配慮者支援体制の強化を図ります。

施策
5

文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

文化芸術活動やスポーツ、余暇活動の充実は、人の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすとともに、社会参加や人々の交流を促進し、相互理解の醸成にもつながるものです。

そのため、障がいのある・なしに関わらず、交流を深めることのできる文化活動や、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行い、障がいのある人の生活がより充実したものとなる取組を進めていきます。

5-1 文化芸術・余暇活動の充実


No.	事業名	事業概要
99	障がい者（児）余暇活動支援の実施 【障がい政策課・障がいサービス課】	障がい児の健全な成長のため、障がい児向け余暇活動を実施する団体へ指導員の派遣を行うとともに、障がいのある人が交流の輪を広げる余暇活動の機会・場における相互交流を支援します。
100	図書館における障がい者向けサービスの実施 【中央図書館】	点字 [※] ・録音図書・音声デージー図書 [※] 再生機の貸出、図書読み上げ機の設置、拡大読書器 [※] の設置、対面朗読、宅配・郵送のサービスを実施します。
101	障がいのある人の文化芸術活動の支援 【障がいサービス課】	障がいのある人の文化芸術活動の成果を発表する場として、障がい者週間記念行事での作品展示・販売などにより充実を図ります。
102	通所施設における文化活動の推進 【障がいサービス課】	区立福祉園や障がい者福祉センターなどにおいて実施する創作活動や地域交流会などを通じて、地域活動や余暇活動の充実を図ります。

5 - 2 ユニバーサルスポーツの推進

No.	事業名	事業概要
103	だれもが参加できるスポーツ環境づくりの推進 【スポーツ振興課】	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、既存のスポーツ施設の改修・新築にあわせ、バリアフリー※化を進めるなど、だれもが気軽に参加できるスポーツ環境づくりを推進します。
104	障がい者スポーツの普及推進 【スポーツ振興課・障がいサービス課】	障がいのある人及びその家族が参加し、スポーツを楽しむことで社会参加・交流を図るとともに、区民の障がい者に対する理解促進を図るため、障がい者スポーツ振興、障がい者スポーツ大会やイベントの支援・PRを強化します。 また、また、「板橋 City マラソン」における車いす1kmの部の実施や、障がい児・者水泳教室、障がい者レクリエーション・スポーツ教室などを実施することで、障がい者スポーツの普及推進を図ります。
105	障がい者スポーツを支える人材の育成・確保 【スポーツ振興課】	板橋区スポーツ大使制度を活用したパラアスリートの活動などにより、障がい者スポーツの人材育成・確保に努めます。

(3) 基本目標3 つながり、ともに支え合うまち


 施策
1



 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進


障がいのある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの人々が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

そのため、意思疎通の推進によるコミュニケーション環境の充実を図るとともに、地域における交流の機会の創出や、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。

また、障がいのある人の差別解消や虐待防止、権利擁護に資する普及啓発の一層の充実を図り、障がいのある人が安心してくらすことができる地域社会を構築していきます。

1-1 障がい者差別解消の推進


番号	106	事業名	障がい者差別解消講演会の実施		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 区民や支援者等を対象に、障がいを理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ機会として講演会を実施し、障がい及び障がいのある人への理解促進を図ります。				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

番号	107	事業名	職員への障がい者差別解消研修の実施		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 各種職層研修や職場内研修等の機会を通じ、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて学ぶ機会を提供し、障がいのある人への対応の充実に取り組めます。				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
108	職員向けハンドブックの見直し・啓発 【障がい政策課・人事課】	区職員が事務・事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や不当な差別的取扱いの例や合理的配慮の好事例を示した「障害者差別解消法ハンドブック」を適宜見直し、障がいのある人への対応の充実に取り組みます。


1 - 2 虐待防止と権利擁護の促進

No.	事業名	事業概要
109	板橋区障がい者虐待防止センターの運営 【障がい政策課】	人材育成などによる体制強化、虐待に関する意見交換の場を設けることで、虐待に対し、連携を図りながら迅速・確実に対応します。


番号	110	事業名	虐待防止のための研修及び講演会の実施		
担当課	障がい政策課				
事業概要	 障がい者福祉施設や支援事業所などの職員向けに、障がい者虐待の防止と対応について学ぶ機会を提供し、障がい者虐待への適切な対応の確保と、虐待の起らない環境の醸成に努めます。				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
111	権利擁護体制の強化 【障がい政策課】	板橋区地域自立支援協議会（権利擁護部会）を活用して、権利擁護に関する相談などの充実に向けて、権利擁護いたばしサポートセンター等と連携を図り、権利擁護体制の強化に努めます。
112	養育支援訪問事業 【支援課】	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、適切なサービスを提供することで個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り、児童の権利の擁護、児童虐待等の未然防止に務めるとともに、すべての児童が適切に養育されるよう支援を行います。
113	虐待防止支援訪問事業 【支援課】	関係部署・関係機関と連携し、親の不適切な養育態度、極度の養育不安など精神・心理的問題を抱える家庭や乳児健康診断未受診家庭を訪問し、児童虐待の予防的な観点から支援を行います。
114	児童虐待防止ケアシステム研修会 【支援課】	児童虐待に関わる関係部署・関係機関の職員などを対象に、児童虐待防止への理解と援助技術を高める研修を実施し、虐待の未然防止、早期対応を行います。

No.	事業名	事業概要
115	要保護児童対策地域協議会 【支援課】	要保護児童※や要支援児童などの適切な保護・支援を図るため、関係部署・関係機関と連携して情報の共有や支援方針を検討し、必要な支援を行います。


番号	116	事業名	成年後見制度の利用促進		
担当課	おとしより保健福祉センター・障がい政策課				
事業概要	 <p>成年後見制度利用促進基本計画に基づき、判断力の不十分な認知症高齢者や障がいのある人の権利や財産を守るため、成年後見制度における利用支援を行います。</p> <p>また、成年後見制度の支援者向け説明会や、区民向けに講演会を開催するなど成年後見制度の普及を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

1-3 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

番号	117	事業名	障がい者理解促進事業の実施		
担当課	障がいサービス課				
事業概要	 <p>障がい当事者を講師とし、小・中・高・大学及び町会・自治会、各種団体などに向けた福祉体験学習を実施するとともに、ふれあいコンサートなどの交流を行うことにより、障がいに対する区民の理解を深め、地域におけるノーマライゼーション※の普及、促進を図ります。</p>				
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度	
	調整中				

No.	事業名	事業概要
118	障がい者に理解の深い事業所等への表彰事業の実施 【障がい政策課・障がいサービス課】	障がい者週間にあわせて、障がい者雇用に理解の深い事業所や、障がいのある人の自立と社会参加を促進するための援助と必要な保護の推進に顕著な功績があった方を表彰し、障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。
119	スマイルマーケットの実施・充実 【障がい政策課】	板橋区役所本庁舎・赤塚支所・中央図書館・都営三田線高島平駅（高島平駅ナカ店）において、区内の障がい者施設で製造したお菓子や雑貨を販売する場を設け、社会参加につなげることで、障がいのある人の活躍の場を推進していきます。また、商業施設等と連携し、販売する機会の提供に努めます。
120	障がいのある人の人権擁護に関する意識の啓発 【障がい政策課】	障がい者週間記念行事や各種イベント及び区の公式ホームページなどを通じて、差別解消や虐待防止などの人権擁護の必要性について周知・啓発を図ります。
121	手話言語の啓発 【障がい政策課】	手話が言語であるという認識の下に、区民の手話への理解促進を図るため、区内の小学生向けの手話講座などを実施します。

1 - 4 意思疎通支援の充実

番号	122	事業名	コミュニケーション支援機器等の活用の促進			
担当課	障がい政策課・IT推進課					
事業概要	 区公共施設の窓口や会議等で、障がいのある人と円滑にコミュニケーションを行うため、ICT技術によるコミュニケーション支援機器等の活用を促進します。					
年度別計画	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9～12年度		
	調整中					

No.	事業名	事業概要
123	意思疎通ボランティア活動の支援 【障がい政策課】	手話通訳、点訳、朗読の意思疎通ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、意思疎通ボランティア活動の普及に努めます。
124	手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通の支援 【障がいサービス課】	障がいのある人の意思疎通を仲介するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者研修を充実し通訳者の質の向上を図るとともに、手話講習会を実施し手話通訳者を育成します。

1-5 地域交流機会の確保

No.	事業名	事業概要
125	障がいのある人と地域の相互交流の推進 【障がいサービス課】	商店街などの地域主体が実施するイベントに、区立福祉園などが共同参画することを支援し、障がいのある人と地域住民の交流を支援し、社会参加の場の充実、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図ります。
126	障がいのある人のボランティア活動等への参加促進 【地域振興課】	いたばし総合ボランティアセンターとの事業を通じて、ボランティア・NPO活動の文化的定着を目的とした取組において、障がいのある人のボランティア活動の場を創出し、参加促進につなげます。

施策
2

福祉のまちづくりの推進

板橋区では、令和3（2021）年に、将来像を「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまちいたばし」とする、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025実施計画2025を策定し、大人、子ども、高齢者、外国人、障がいのある人など、すべての人が過ごしやすい安心・安全な環境を整えるための取組を進めています。

今後も、公共施設や公園、道路、歩行空間、移動環境などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン、インクルージョンの視点による整備を進めていくとともに、心のバリアフリーの浸透を図るなど、ハード、ソフト両面の取組により、福祉のまちづくりを着実に推進していきます。

2-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

No.	事業名	事業概要
127	ユニバーサルデザインの普及啓発 【障がい政策課】	ユニバーサルデザインに関する区職員向け研修や、区民・事業者等を対象とした出前講座、展示などでユニバーサルデザインについて学ぶ機会を提供し、共通の理解を深めることで普及啓発に取り組みます。
128	ユニバーサルデザインガイドラインの更新 【障がい政策課】	区、区民、地域活動団体、事業者が配慮すべきユニバーサルデザインの項目をまとめた「板橋区ユニバーサルデザインガイドライン」について、新しく確立された配慮事項や技術の進歩、ニーズの変化などによるノウハウの蓄積などを踏まえ、常に見直しを図り、最新情報に更新・公開することで、ユニバーサルデザインの意識啓発と行動変容を促進します。
129	ユニバーサルデザインチェックの実施 【障がい政策課・都市計画課】	区公共施設の改修時などに、その建築物がユニバーサルデザインの考え方に適合しているかなどを確認することにより、検討、評価、改善を実行していきます。
130	公園のユニバーサルデザイン化の推進 【みどりと公園課】	ユニバーサルデザインに基づいた公園・緑地などの改修を行います。

No.	事業名	事業概要
131	区道の補修（歩道の段差解消） 【工事設計課】	区道の補修に合わせ、歩道の横断勾配や車道との段差の緩和をするとともに、横断歩道部には視覚障がい者、車いす利用者双方に配慮したBFブロック（板橋区型ゼロ段差ブロック）を設置し、だれもが安全に利用できる環境の整備を行います。
132	鉄道駅エレベーターの設置誘導 【障がい政策課】	鉄道駅エレベーターの複数ルートの整備について、関係機関との必要な協議・調整を行い、駅のユニバーサルデザイン化を推進します。
133	鉄道駅ホームドアの設置誘導 【都市計画課】	鉄道駅の安全性向上のため、ホームドア設置について、関係機関と協議・調整を行い、整備を促進します。

2-2 行政サービス等における配慮の促進

No.	事業名	事業概要
134	区の刊行物等における障がい者等への配慮 【広聴広報課・区議会事務局】	広報いたばし、区議会だよりなどの刊行物について、点字版、音声版などを作成するとともに、読みやすさや色などに配慮します。
135	本庁舎サインの適正な維持管理 【契約管財課】	だれも見やすくわかりやすい案内となるよう、「本庁舎サイン整備基本方針」に基づき作成した区役所本庁舎内のサインについて、引き続き適正な維持管理を行います。また、本庁舎以外の施設の改築などの際に活用します。
136	行政手続きにおけるオンライン申請の拡大 【IT推進課・経営改革推進課】	区民の利便性の向上のため、様々な手続きのオンライン申請化の更なる拡大を図っていきます。 合わせて、可能な限り来庁せずだれでも簡単に申請でき、障がいのある人も使いやすいよう、申請自体のあり方も改革していきます。
137	インターネット・SNS等を活用した情報提供・情報交流の促進 【広聴広報課・IT推進課・防災危機管理課】	区の公式ホームページにおいて、文字の拡大、文字色・背景色の切替え、読み上げ機能の設定などバリアフリー化をさらに推進し、障がいのある人に配慮した情報提供・情報交流を進めます。また、電子申請などインターネットの高度活用により、行政手続きにおける利便性の向上を図ります。関連担当部署と連携して、緊急情報・区政情報をメールやSNSなどで配信し、適時適切な情報提供に努めます。
138	おでかけマップの管理・充実 【障がい政策課】	高齢者、子育て世代、外国人、障がいのある人などを対象に、赤ちゃんの駅 [※] やバリアフリースイールの情報などを掲載した「おでかけマップ」を管理・運営することで、すべての人の社会参加を促進します。

第3部 障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）



第1章 障がい福祉計画（第7期）

- 1 障がい福祉計画（第7期）の位置付け
- 2 令和8（2026）年度の目標値の設定と
目標達成に向けた方策
- 3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと
確保の方向性
- 4 地域生活支援事業の必要量の見込みと
確保の方向性
- 5 障がい福祉計画（第7期）における
サービス見込量一覧

3 - 1 障がい福祉計画（第7期）

障がいのある人の地域生活の支援の 充実をめざして

障がい福祉計画（第7期） の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

障害者総合支援法に基づく法定の計画であり、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とし、障がい者計画2030の実施計画に相当する計画です。

令和8（2026）年度の 目標値の設定と目標達成 に向けた方策

地域生活支援拠点等が有する機能をはじめとした地域生活支援の充実や、障がい福祉サービス等の質の向上、6項目に係る12の目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

障がい福祉サービスの 必要量の見込みと 確保の方向性

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

地域生活支援事業の 必要量の見込みと 確保の方向性

障害者総合支援法に基づき、障がい者などが自立した日常生活や社会生活が営めるよう実施する地域生活支援事業について、サービスの見込量を定め、見込量の確保及び利用者ニーズに即した事業の充実に取り組みます。

障がい福祉計画（第7期） におけるサービス見込量 一覧

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業において必要となるサービスの見込量について、一覧にまとめ掲載します。

第3部 障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)

第1章 障がい福祉計画(第7期)

1 障がい福祉計画(第7期)の位置付け

障がい福祉計画(第7期)は、障害者総合支援法第88条に基づき、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを期間とする、市町村障害福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番2では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

2 令和8(2026)年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和4(2022)年度末時点の施設入所者のうち、共同生活援助(グループホーム)、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで令和5(2023)年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定は、以下の2点を基本としています。

- ① 令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- ② 令和4(2022)年度末の施設入所者数を5%以上削減する。

区における令和4(2022)年度末の施設入所者数は386人となっています。

そのため、令和8(2026)年度末において、施設入所者を24名以上地域移行するとともに、20名以上削減することを目標とし、この実現に向け、地域生活支援拠点等の整備・充実などにより、地域生活を希望される方が安心してくらす環境を構築していきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

次の3点を目標値として設定することとしています。

- ① 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
325.3日以上
- ② 精神病床における1年以上入院患者数
基本指針に基づき国が提示する推計式を用いて設定
- ③ 精神病床における早期退院率(3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、
1年後91.0%以上)

これについては、東京都の障がい福祉計画において目標値が設定されることとなっています。区においては、障がい福祉計画(第5期)の目標に基づき設置した協議の場を活用し、引き続き精神障がいのある人も安心してくらすことのできる地域包括ケアシステムの構築に向けた検討・整備を進めていきます。

(3) 地域生活支援の充実

各市町村において地域生活支援拠点等を整備（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本としています。

また、新たに、強度行動障がいのある人に関し、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

区では、地域生活支援拠点等については、引き続き、区における機能の整備を進めるとともに、機能の充実のため、板橋区地域自立支援協議会などを活用し、運用状況の検証及び検討に取り組みます。

また、強度行動障がいのある人への適切な支援のため、支援ニーズの把握に取り組むとともに、ニーズに応じた支援体制の構築に向けた検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和8（2026）年度末における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上（うち、就労移行支援事業：1.31倍以上、就労継続支援A型事業：1.29倍以上、就労継続支援B型事業：1.28倍以上）とすることとされています。

また、就労移行支援事業の利用終了者に占める、一般就労へ移行した者が5割以上の事業所の数を5割以上とすることとしています。

各都道府県においては、地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進することとされています。

- ① 一般就労への移行者数：令和3（2021）年度の1.28倍以上
（うち就労移行支援：1.31倍以上、就労A型：1.29倍以上、就労B型：1.28倍以上）
- ② 就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所：5割以上の事業所
- ③ 就労定着支援事業利用者：令和3（2021）年度の1.41倍以上
- ④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上の事業所

区における令和3（2021）年度の一般就労への移行者は109人となっています。

そのため、令和8（2026）年度末において、一般就労への移行者を140名以上とし、そのうち、就労移行支援事業利用者を122名以上、就労継続支援A型事業利用者を2名以上、就労継続支援B型事業利用者を16名以上とすることを目標とします。

また、就労移行支援事業所利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を5割以上とすることを目標とします。

就労の定着に関しては、区における令和3（2021）年度の就労定着支援事業利用者は167人となっています。

そのため、令和8(2026)年度中に236名以上が就労定着支援を利用するとともに、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数を2割5分以上にすることを目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターについて、令和8(2026)年度末までに、各市町村に相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化、個別事例の支援内容の検証を実施することとしています。

そのため、基幹相談支援センターを中心に、様々な障がい種別やニーズに対応できる相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者との連携強化に取り組みます。

また、板橋区地域自立支援協議会の相談支援部会を活用し、個別事例の支援内容の検証・検討を実施することで、相談支援体制の充実に取り組みます。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくために、都道府県が実施する研修の活用や適切な指導監査を実施することで、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むこととしています。

そのため、東京都が実施する研修などについて、民間事業者への周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組みます。また、令和4(2022)年7月からは、児童相談所設置自治体として、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの指導・検査業務を担っています。これらのサービスに限らず、ほかの障がい福祉サービス事業所も含めた指導・検査体制の充実に取り組んでいきます。

【障がい福祉計画（第7期）における計画目標】

項目	国の基本指針	目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所から地域移行者	24名以上
	施設入所者数	20名以上削減
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	協議の場を活用した検討・整備
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の整備・充実	地域生活支援拠点等の整備・充実に向けた検証・検討
	強度行動障がいの支援ニーズ把握・支援体制整備の推進	強度行動障がいの支援ニーズ把握及び支援体制整備の推進に向けた検証・検討
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者	140名以上 ・移行支援：122名以上 ・就労A型：2名以上 ・就労B型：16名以上
	就労移行支援利用終了者に占める、一般就労へ移行した者の割合5割以上の事業所数	6事業所以上
	就労定着支援事業利用者	236名以上
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	3事業所以上
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	実施
	地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス等の質の向上	実施

3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方向性

前項の目標達成に向け、障がい福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

なお、見込量については、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて新型コロナウイルス感染症により、各サービスの利用に大きな影響があったため、感染拡大前の平成30(2018)年度から令和4(2022)年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護保険の訪問介護事業者などと併設するケースが多く、事業所も多数参入している状況があります。そのため、情報提供やサービスの質の向上を図る支援などにより、見込量の確保を図っていきます。

① 居宅介護

自宅で、入浴・排せつ・食事の介護や家事の支援などを行います。

利用者数、利用時間ともに見込量に達していないものの、微増傾向にあります。

障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化などにより、今後もサービス量は増加すると予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	1,158	1,183	1,208	1,136	1,156	1,176
	実績	1,078	1,096	1,116			
時間 / 月	見込量	14,256	14,556	14,856	13,858	14,098	14,338
	実績	13,385	13,378	13,618			

* 令和5年度実績は見込量

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は知的・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に、自宅での家事や入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。

利用者数、利用時間ともに見込量に達していないものの、増加傾向にあります。

障がいのある人の増加、高齢化や障がいの重度化などにより、今後もサービス量は増加すると予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	158	168	178	157	162	167
	実績	145	147	152			
時間 / 月	見込量	20,273	21,553	22,833	20,340	20,990	21,640
	実績	17,703	19,040	19,690			

* 令和5年度実績は見込量

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。

利用者数、利用時間ともに新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2（2020）年度に大きく減少しましたが、令和3（2021）年度以降は感染症拡大以前の水準へ回復傾向にあります。

今後も増加の傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	209	214	219	207	213	219
	実績	194	195	201			
時間 / 月	見込量	4,795	4,910	5,025	4,466	4,598	4,730
	実績	4,083	4,202	4,334			

* 令和5年度実績は見込量

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人へ、危険回避のために必要な支援、外出支援を行います。

令和4（2022）年度から利用者が5名となり、利用時間も見込みを大きく上回っています。

今後も増加の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	2	2	2	7	8	9
	実績	3	5	6			
時間 / 月	見込量	35	35	35	126	144	162
	実績	47	90	108			

* 令和5年度実績は見込量

⑤ 重度障害者等包括支援

四肢のまひや寝たきりの状態にある人、知的障がいや精神障がいにより行動が著しく困難な状態で、常に介護を必要とし、意思疎通が難しい人に、居宅介護などのサービスを包括的に行います。

平成18（2006）年度以降、利用実績はなく、脳性まひ者については、東京都重度脳性まひ者介護事業を利用している状況にあることから、今後もサービス見込量を0とします。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用単位数	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

* 令和5年度実績は見込量

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

利用者数、利用日数ともに見込量に達していないものの、増加傾向にあります。

今後も同様の傾向が見込まれるため、特別支援学校の卒業生の推移なども勘案し、見込量を設定します。また、高齢化や障がいの重度化などの状況を踏まえ、重症心身障がいのある人への対応も図っていきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	960	985	1,010	986	1,006	1,026
	実績	931	946	966			
人日 / 月	見込量	18,365	18,840	19,315	18,668	19,048	19,428
	実績	17,688	17,908	18,288			

* 令和5年度実績は見込量

② 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、リハビリテーションや地域生活を営む能力の向上を目的に、必要な訓練などを行います。

利用者数、利用日数ともに増加しており、利用日数は見込量を上回っています。

高齢化や障がいの重度化などにより、今後も利用が増加すると予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	8	9	10	10	11	12
	実績	7	8	9			
人日 / 月	見込量	71	80	89	110	121	132
	実績	72	88	99			

* 令和5年度実績は見込量

③ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、入浴、排せつ及び食事など、日常生活能力を向上するための訓練などを行います。また、生活などに関する相談及び助言などの支援も行います。

利用人数、利用日数ともに平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて大きく減少しましたが、令和 2（2020）年度以降は回復し、見込量を上回っています。

生活などに関する相談については、就労移行支援を利用する方が多くいると考えられ、今後も同様の利用が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	42	42	42	66	66	66
	実績	54	66	66			
人日 / 月	見込量	753	753	753	1,165	1,165	1,165
	実績	1,006	1,165	1,165			

* 令和5年度実績は見込量

④ 就労選択支援

就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の結果をもとに、ハローワークが職業指導等を行うことで、より能力や適性に合った就労を支援します。

令和 7（2025）年度 10 月までに開始が予定されるサービスであり、今後、サービスの浸透とともに、障がい者雇用の促進により需要の増加が見込まれます。特別支援学校の卒業生の推移なども勘案し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量					調整中	調整中
	実績						
人日 / 月	見込量					調整中	調整中
	実績						

⑤ 就労移行支援

一般就労などを希望し、企業などへの雇用又は在宅就労が見込まれる障がいのある人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

利用人数、利用日数ともに見込量に達していないものの、微増傾向にあります。

就労選択支援の開始や、障がい者の法定雇用率の引き上げ、働きやすい環境の整備の促進を背景に、今後も利用は増加すると予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	253	283	313	236	246	256
	実績	214	216	226			
人日 / 月	見込量	3,995	4,475	4,955	3,844	4,004	4,164
	実績	3,489	3,524	3,684			

* 令和5年度実績は見込量

⑥ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整などの支援を行います。

利用人数、利用日数ともに見込量に達していないものの、増加傾向にあります。

第7期計画に掲げる利用者数の目標を踏まえ、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	154	199	244	128	138	147
	実績	104	108	118			
人日 / 月	見込量	154	199	244	128	138	147
	実績	104	108	118			

* 令和5年度実績は見込量

⑦ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な人で、雇用契約に基づく就労が可能な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

利用者数、利用日数ともに見込量を上回っていますが、近年はほぼ横ばい状態となっています。

障がい者雇用の促進に伴い、A型を利用する障がい者のうち、一般就労へ移行される方も見込まれる一方で、今後も一般就労へのステップアップとしてA型の利用が見込まれることから、微増傾向として見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	58	61	64	70	72	74
	実績	65	66	68			
人日 / 月	見込量	1,123	1,180	1,237	1,316	1,354	1,392
	実績	1,265	1,240	1,278			

* 令和5年度実績は見込量

⑧ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な人に、働く場の提供、知識・能力の向上訓練を行います。

利用者数、利用日数ともに見込量に達していないものの、増加傾向にあります。

今後も同様の傾向が続くと見込まれることから、特別支援学校の卒業生の推移なども勘案し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	903	933	963	985	1,020	1,055
	実績	884	915	950			
人日 / 月	見込量	14,602	15,082	15,562	15,626	16,186	16,746
	実績	14,141	14,506	15,066			

* 令和5年度実績は見込量

⑨ 療養介護

医療と常時介護が必要な人へ、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話をを行います。

見込量をやや下回る利用実績となっておりますが、近年は微増傾向にあります。

今後も、高齢化に伴い利用が増えることが想定されることから、実績をベースに増加傾向として見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	73	78	83	80	85	90
	実績	65	70	75			

* 令和5年度実績は見込量

⑩ 福祉型短期入所（ショートステイ）

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）、障がい者支援施設などの施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

利用者数、利用日数ともに見込量に達しておらず、利用者数は増加傾向です。一方、利用日数は年度によってばらつきのある状況となっております。

介護者の高齢化などによるレスパイト目的での利用や、赤塚ホームにおける福祉型短期入所の整備などにより、今後も増加すると予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	329	374	419	365	405	445
	実績	254	285	325			
人日 / 月	見込量	2,301	2,616	2,931	1,855	2,055	2,255
	実績	1,579	1,455	1,655			

* 令和5年度実績は見込量

⑪ 医療型短期入所（ショートステイ）

日常介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間も含む）、病院などの医療系施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

利用者数、利用日数ともに見込量を下回る利用実績となっており、年度によってばらつきのある状況となっています。

今後は、介護者の高齢化などによるレスパイト目的での利用などにより、緩やかに増加傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	48	54	60	28	29	30
	実績	29	26	27			
人日 / 月	見込量	280	316	352	155	161	167
	実績	176	143	149			

* 令和5年度実績は見込量

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、精神科病院などから退所、退院した人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けて、横断、助言などを行います。

見込量を下回る利用実績となっていますが、徐々に利用が増加している状況となっています。

今後も緩やかな増加傾向が続くと予測し、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	10	13	16	11	14	17
	実績	4	5	8			

* 令和5年度実績は見込量

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助・入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

見込量を上回る利用実績となっており、増加傾向にあります。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	431	461	491	571	611	651
	実績	443	491	531			

* 令和5年度実績は見込量

③ 施設入所支援

施設入所者に、夜間や休日の入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

利用は微減傾向にあり、実績は見込量と同程度となっています。

見込量については、第7期計画における入所者数の目標を踏まえ設定し、地域生活支援拠点等の整備・充実をはじめとする地域でくらす環境の構築や、日常生活における支援の充実により、地域移行の促進を図っていきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	384	383	382	373	368	363
	実績	386	383	378			

* 令和5年度実績は見込量

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスなど、利用者の心身の状況や環境などを踏まえ、利用するサービス内容などを定めたサービス等利用計画^{*}の作成を行います。また、サービス等利用計画について、一定期間ごとにモニタリングし、その結果などを踏まえて、サービス等利用計画の見直しを行います。

相談支援事業に係る理解の促進を通じ、サービス等利用計画に基づく障がい福祉サービスの利用に取り組んできた結果、利用実績は増加傾向にあります。

「板橋区障がい者実態調査」において、障がい者・障がい児ともに利用ニーズが高く、今後も増加が見込まれることから、実績をベースに見込量を設定します。

なお、自身で計画を作成するセルフプランにより対応をしている人が一定数いることから、民間事業者の参入を促進していくとともに、事業所連絡会や地域自立支援協議会（相談支援部会）などを通じ、区及び民間事業者などが連携して課題解決に向けた取組を進め、希望する人が計画相談支援を利用し、より適切な支援を受けられる体制を整えていきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	600	690	780	693	738	783
	実績	575	603	648			

* 令和5年度実績は見込量

② 地域移行支援

施設や精神科病院などに入所、入院されている人に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

利用実績は、見込量を下回る状況となっており、大きな変動はない状況となっています。

第7期計画に掲げる入所者数の目標を踏まえ、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	13	15	17	9	12	15
	実績	4	3	6			

* 令和5年度実績は見込量

③ 地域定着支援

居宅において、単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時などの相談に対応します。

利用実績は、見込量を下回る状況となっておりますが、増加傾向にあります。
今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人 / 月	見込量	10	13	16	18	22	26
	実績	6	10	14			

* 令和5年度実績は見込量

4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人などが、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として実施される事業です。

計画期間におけるサービスの見込量を定め、見込量の確保、利用者ニーズに合わせた事業の充実に努めていきます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

区内の町会・自治会、小中高等学校及び各種団体への福祉体験学習を実施や、ヘルプマークの普及などを通じて、障がいのある人などに対する理解を深めます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉体験が中止になるなど、令和2(2020)年度に大きく実績が下がり、見込量を下回っていますが、緩やかに回復傾向です。

障がいや障がいのある人への理解促進の充実に努めるため、今後も増加傾向が続くと見込み、見込量の達成に向けた周知・普及活動に取り組んでいきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉体験学習・交流会・研修会(人)	見込量	5,300	5,350	5,400	3,800	4,100	4,400
	実績	2,817	3,175	3,500			

* 令和5年度実績は見込量

② 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用の支援や、申し立てを行う親族がいない場合に区長が申し立てることにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。また、後見人などの報酬を負担することが困難な障がいのある人に対し、費用を助成します。

区長申立は見込量を上回っており、報酬費用助成は見込量をやや下回っているものの、微増傾向にあることから、実績をベースに見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区長申立(件)	見込量	5	5	5	9	10	11
	実績	4	7	8			
報酬費用助成(件)	見込量	156	168	180	186	198	210
	実績	156	162	174			

* 令和5年度実績は見込量

③ 意思疎通支援事業

聴覚障がい者などの相談業務を円滑に運営するため、各福祉事務所に手話相談員を配置します。また、意思疎通に支障のある障がい者がコミュニケーションを図れるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、視覚障がい者に点訳サービスを実施します。

手話相談員設置事業については、令和5（2023）年度から設置者数を増やしており、今後も聴覚障がい者への相談に対応していきます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用人数については、見込量を上回っていますが、近年はほぼ横ばい状態となっています。そのため、今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

公文書点字化サービスについては、継続的に実施することで、視覚障がいのある人への情報保障に取り組んでいきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話相談員設置事業 (設置者数)	見込量	6	6	6	8	8	8
	実績	6	6	8			
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業(年延利用人数)	見込量	4,150	4,170	4,190	4,260	4,260	4,260
	実績	4,289	4,232	4,260			
公文書点字化サービス	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

* 令和5年度実績は見込量

④ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人などが日常生活を円滑に送ることができるように、自立生活支援用具などの日常生活用具費を支給します。

用具により、見込量を上回るものや下回るものもありますが、全体として実績は概ね横ばい傾向となっています。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (件)	見込量	40	40	40	39	39	39
	実績	32	43	39			
自立生活支援用具 (件)	見込量	120	120	120	87	87	87
	実績	99	81	87			
在宅療養等支援用具 (件)	見込量	80	80	80	78	78	78
	実績	81	58	78			
情報・意思疎通支援用具 (件)	見込量	150	150	150	136	136	136
	実績	145	121	136			
排せつ管理支援用具 (件)	見込量	8,350	8,350	8,350	9,282	9,282	9,282
	実績	8,769	8,746	9,282			
居宅生活動作補助用具 (件)	見込量	20	20	20	13	13	13
	実績	5	9	13			

* 令和5年度実績は見込量

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流促進のため、手話技術に係る講習や講義などを実施し、日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

令和2(2020)年度から令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、令和4(2022)年度から再開しましたが、見込量を下回る実績となっています。

令和5(2023)年度からは、新型コロナウイルス感染症に伴う募集人数制限が廃止となったことから、第6期計画と同様の見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話講習会 終了者数(人)	見込量	200	200	200	200	200	200
	実績	0	133	200			

* 令和5年度実績は見込量

⑥ 移動等支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人などに、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。また、視覚障がいのある人に代筆・代読の支援をします。

利用実績については、見込量を下回っているものの、増加傾向にあります。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業所数	見込量	330	340	350	343	348	353
	実績	324	333	338			
年間延利用者数	見込量	10,922	11,072	11,222	10,721	11,221	11,721
	実績	9,208	9,721	10,221			
年間延利用時間数	見込量	111,170	112,670	114,170	108,477	113,477	118,477
	実績	93,070	98,477	103,477			

* 令和5年度実績は見込量

⑦ 地域活動支援センター機能強化事業

地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、通所にて創作的活動や生産活動の機会などを提供し、社会との交流の促進を支援します。

I型の事業所においては、相談事業や専門職員（精神保健福祉士など）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

I型は、実利用者の実績が見込量を下回っており、実施箇所数の減少が見込まれるため、実利用者数も減少すると予測し、見込みを設定します。

II型の事業所においては、機能訓練、社会適応訓練など、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。

II型は、実施箇所数・実利用者数ともに見込量を上回っています。実施箇所数に応じた実利用者数の見込みを設定します。

III型は、障がいのある人のための援護事業の実績が5年以上ある、地域の障がい者団体などが行う援護事業です。区内において担い手がいない状況が継続しており、参入予定もないため、見込量を0としています。今後は、ニーズなどを踏まえ、参入促進に向けた働きかけなどを検討していきます。

			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
I型	実施箇所数	見込量	2	2	2	1	1	1
		実績	1	2	2			
	実利用者数	見込量	270	270	270	160	160	160
		実績	146	174	160			
II型	実施箇所数	見込量	4	4	4	5	5	5
		実績	4	5	5			
	実利用者数	見込量	140	140	140	206	206	206
		実績	126	206	206			
III型	実施箇所数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	実利用者数	見込量	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

* 令和5年度実績は見込量

(2) 任意事業

① 日常生活支援

i 日中一時支援

一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護についての負担軽減を図ります。

令和元（2019）年度に、多数の利用実績のあった事業所の閉鎖があったことから、見込量を下回る状況となっています。

そのため、見込量は、民間事業所における供給量を踏まえた実績をベースに設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日 / 年	見込量	2,500	2,500	2,500	300	300	300
	実績	284	294	300			

* 令和5年度実績は見込量

ii 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の障がいのある人を対象に、訪問による居宅での入浴サービスを実施します。

利用実績は、見込量を下回っているものの、概ね横ばい傾向となっています。

高齢化や障がいの重度化を背景に、利用ニーズが高まっていくことが想定されるため、それらを踏まえた見込量を設定します。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日 / 年	見込量	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	実績	1,228	1,339	1,500			

* 令和5年度実績は見込量

② 社会参加支援

障がいのある人の社会参加を促進するため、各種の社会参加支援事業を実施します。

令和3（2021）年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、スポーツ・レクリエーション教室を中止したため、実績が未実施となっています。

点字・声の広報等発行については、これまでも実施してきましたが、第7期障がい福祉計画より、地域生活支援事業に新たに掲載し、引き続き取り組んでいきます。

社会参加支援に係る事業は、障がいのある人の社会参加の促進だけではなく、障がいや障がいのある人への理解を促進し、だれもがくらしやすい地域共生社会の実現につながるため、今後も事業の実施に取り組んでいきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	未実施	実施	実施			
文化芸術活動振興 (障がい者週間記念行事)	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
点字・声の広報等発行	見込量				実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
自動車運転免許取得費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
自動車改造費の助成	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

* 令和5年度実績は見込量

③ 権利擁護支援

障害者虐待防止法に基づき、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることがないように支援に取り組みます。

障がい者福祉センター内に「板橋区障がい者虐待防止センター」を設置し、通報への適切な対応により、障がいのある人の権利擁護に取り組んでいます。

今後も迅速・確実な対応を図っていくとともに、障がい者虐待に係る周知・啓発を図っていくことで、地域全体で見守る体制を構築していきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者虐待防止対策支援	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

* 令和5年度実績は見込量

④ 就業・就労支援

障がいのある人の社会復帰や自立の促進を図るため、就労・就業支援に関わる事業を実施します。

知的障がい者職親委託は、利用ニーズが少なく、就労に係る障がい福祉サービスの提供により就労・就業支援を図っていきます。

		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい者 職親委託	見込量	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	未実施	未実施	実施			

* 令和5年度実績は見込量

5 障がい福祉計画(第7期)におけるサービス見込量一覧 (1) 障がい福祉サービス

			令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 等	人/月	1,475	1,507	1,539	1,571
		時間/月	37,750	38,790	39,830	40,870
日中活動系	生活介護	人/月	966	986	1,006	1,026
		人日/月	18,288	18,668	19,048	19,428
	自立訓練 (機能訓練)	人/月	9	10	11	12
		人日/月	99	110	121	132
	自立訓練 (生活訓練)	人/月	66	66	66	66
		人日/月	1,165	1,165	1,165	1,165
	就労選択支援	人/月			調整中	調整中
		人日/月			調整中	調整中
	就労移行支援	人/月	226	236	246	256
		人日/月	3,684	3,844	4,004	4,164
	就労定着支援	人/月	118	128	138	147
		人日/月	118	128	138	147
	就労継続支援 (A型)	人/月	68	70	72	74
		人日/月	1,278	1,316	1,354	1,392
	就労継続支援 (B型)	人/月	950	985	1,020	1,055
		人日/月	15,066	15,626	16,186	16,746
	療養介護	人/月	75	80	85	90
	福祉型短期入所 (ショートステイ)	人/月	325	365	405	445
		人日/月	1,655	1,855	2,055	2,255
	医療型短期入所 (ショートステイ)	人/月	27	28	29	30
人日/月		149	155	161	167	
居住系	自立生活援助	人/月	8	11	14	17
	共同生活援助 (グループホーム)	人/月	531	571	611	651
	施設入所支援	人/月	378	373	368	363
相談支援	計画相談支援	人/月	648	693	738	783
	地域移行支援	人/月	6	9	12	15
	地域定着支援	人/月	14	18	22	26

(2) 地域生活支援事業

① 必須事業

		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業					
	福祉体験学習・区民交流会・研修会 (人)	3,500	3,800	4,100	4,400
成年後見制度利用支援事業					
	区長申立 (件)	8	9	10	11
	報酬費用助成 (件)	174	186	198	210
意思疎通支援事業					
	手話相談員設置事業 (設置者数)	8	8	8	8
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (人)	4,260	4,260	4,260	4,260
	公文書点字化サービス	実施	実施	実施	実施
日常生活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具 (件)	39	39	39	39
	自立生活支援用具 (件)	87	87	87	87
	在宅療養等支援用具 (件)	78	78	78	78
	情報・意思疎通支援用具 (件)	136	136	136	136
	排せつ管理支援用具 (件)	9,282	9,282	9,282	9,282
	居宅生活動作補助用具 (件)	13	13	13	13
手話奉仕員養成研修事業					
	手話講習会終了者数 (人)	200	200	200	200
移動等支援事業					
	実施事業所数	338	343	348	353
	年間延利用者数 (人)	10,221	10,721	11,221	11,721
	年間延利用時間数 (時間)	103,477	108,477	113,477	118,477
地域活動支援センター機能強化事業					
I 型	実施箇所	2	1	1	1
	実利用者数 (人)	160	160	160	160
II 型	実施箇所	5	5	5	5
	実利用者数 (人)	206	206	206	206
III 型	実施箇所	0	0	0	0
	実利用者数 (人)	0	0	0	0

② 任意事業

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
日常生活支援				
日中一時支援(日)	300	300	300	300
訪問入浴サービス(日)	1,500	1,500	1,500	1,500
社会参加支援				
スポーツ・レクリエーション教室 開催等	実施	実施	実施	実施
文化芸術活動振興 (障がい者週間記念行事)	実施	実施	実施	実施
点字・声の広報等発行	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費の助成	実施	実施	実施	実施
自動車改造費の助成	実施	実施	実施	実施
権利擁護支援				
障がい者虐待防止対策支援	実施	実施	実施	実施
就業・就労支援				
知的障がい者職親委託	実施	実施	実施	実施

第3部 障がい福祉計画（第7期）・ 障がい児福祉計画（第3期）



第2章 障がい児福祉計画（第3期）

- 1 障がい児福祉計画（第3期）の位置付け
- 2 令和8（2026）年度の目標値の設定と
目標達成に向けた方策
- 3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと
確保の方向性
- 4 障がい児福祉計画（第3期）における
サービス見込量一覧

3 - 2 障がい児福祉計画（第3期）

障がいのある児童の地域社会への参加・ 包容（インクルージョン）を推進するために

障がい児福祉計画 （第3期）の位置付け

国の基本指針に基づき、障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、提供体制の確保を図るための計画です。

児童福祉法に基づく法定の計画であり、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする、障がい者計画2030の実施計画に相当する計画です。

令和8（2026）年度の 目標値の設定と目標達成 に向けた方策

地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保や医療的ケア児支援に関する事項など、国の基本指針に基づき、6つの目標を設定するとともに、目標達成に向けた方策を位置付け、取組を進めていきます。

障がい児向けサービスの 必要量の見込みと 確保の方向性

目標の達成に向け、利用実績や傾向などを踏まえ、障がい児向けサービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を設定します。

利用者のニーズやサービスを提供する事業者等の動向などを注視しながら、区内及び近隣自治体を含めた地域全体で提供体制を確保していきます。

障がい児福祉計画 （第3期）における サービス見込量一覧

障がい児向けサービスにおいて必要となるサービスの見込量について、一覧にまとめ掲載します。

第2章 障がい児福祉計画(第3期)

1 障がい児福祉計画(第3期)の位置付け

障がい児福祉計画(第3期)は、児童福祉法第33条の20に基づき、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までを期間とする、市町村障害児福祉計画です。

国の基本指針に基づき、計画期間中における目標設定とサービスの必要見込量及び確保の方策を定めるものです。項番2では、この指針に基づいた目標値等を設定しています。

2 令和8(2026)年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和8(2026)年度末までに、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上設置することとしています。

区においては、令和4(2022)年4月1日に3か所目となる児童発達支援センターが開設しました。より充実した支援体制を確保することを目標に、検討・調整を図っていきます。

(2) 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援などを活用しながら、令和8(2026)年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することとしています。

区においては、児童発達支援センターや民間事業所で保育所等訪問支援を利用できる環境となっており、利用者数は著しく増加しています。今後もサービス提供体制の維持に努めるとともに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築に向け、検討・調整を行っていきます。

(3) 難聴[※]児支援のための中核的機能を有する体制の確保

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県において、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定し、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本としています。

そのため、区においては、東京都の動向を注視しつつ、連携体制の確保に向けた調整などを図っていきます。

(4) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に1か所以上確保することを基本としています。

区においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所がないため、事業誘致による児童発達支援事業の整備に向け、検討・調整を図っていきます。

また、重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、既に1か所以上確保されている状況にあることから、現状の維持に努めるとともに、より充実した体制を確保することを目標とします。

(5) 医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8（2026）年度末までに、都道府県において、医療的ケア児支援センターの設置や、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することとしています。また、各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

区においては、重症心身障がい・医療的ケア児に対する支援に関し、継続的に情報共有や意見交換を行うための協議の場として、医師や当事者の親の会、特別支援学校の関係者及び区の関係部署により構成される「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」において、協議・検討を進めています。

今後は、重症心身障がい・医療的ケア児等会議や板橋区地域自立支援協議会などとの連携による協議を進め、コーディネーターの配置も含め、医療的ケア児等支援の検討・充実を図っていきます。

(6) 障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置

平成24（2012）年に施行された改正児童福祉法において、障がい児入所施設に入所している児童は、18歳になると就労支援施策や自立訓練などを通じて地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障がい福祉サービスなどの障がい者施策で対応することとされました。しかし、強度行動障がいなどの障がい特性により、移行先の調整や受け皿となる資源が不足していることで、円滑な移行が進んでいない現状があります。

そのため、令和8（2026）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本としています。

区においては、東京都の動向を注視しつつ、子ども家庭総合支援センターと関係機関が情報共有を図ることで、円滑な移行を促進していきます。

【障がい児福祉計画(第3期)における計画目標】

項目	国の基本指針	目標
障がい児支援の提供体制の確保	児童発達支援センターの設置	実施 (現状維持・充実)
	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	実施
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施 (現状維持・充実)
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施

3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方向性

前項の目標達成に向け、障がい児向けサービスの種類ごとに、必要となるサービス見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。

なお、見込量については、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

（1）通所系サービス

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の障がい児を対象に、日常生活における、基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他、必要な支援を行います。

利用が急増しており、実績は概ね見込量と同程度となっています。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

民間事業所の参入が進む中、幼児期における障がい児の発達支援の充実を図るため、サービスの質の確保も図っていきます。

また、幼児療育の充実の観点から、国の指針に基づく目標として位置付けている、重症心身障がい児にも対応した児童発達支援事業所の整備に向け調整を図っていくとともに、受入れ先の充実に向けた検討を進め、参入を促進していきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	745	855	965	1,098	1,218	1,338
	実績	734	858	978			

* 令和5年度実績は見込量

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法[※]などの機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

利用実績については、横ばいで、見込量をやや上回る状況となっています。

今後も同様の傾向が続くと見込まれるため、実績に基づく見込量を設定し、サービス提供者である医療機関と連携を図り、サービスの充実に取り組みます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	7	7	7	9	9	9
	実績	9	9	9			

* 令和5年度実績は見込量

③ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどの状態にあり、外出することが著しく困難な障がい児または、毎日の通所が体力的に難しい、地域に通える児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが不足している等により、希望する日数の通所による療育支援が受けられない障がい児について、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

重症心身障がいに対応できる児童発達支援事業所や医療型児童発達支援事業所などによる、併設の事業実施が想定されますが、現状、区内には居宅訪問型児童発達支援事業所がない状況となっています。

そのような状況から、区では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所設置の調整を図り、計画期間中の令和8(2026)年度中に確保される予定となっています。

今後も、児童発達支援事業所の参入促進に当たっては、重症心身障がい児への対応とともに、本事業への参入促進を図っていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	2	5	5	1	1	1
	実績	1	1	1			

* 令和5年度実績は見込量

④ 放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児を対象に、生活能力の向上のため、必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

利用が急増しており、実績は概ね見込量と同程度となっています。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

民間事業所の参入が進む中、学齢期の障がい児の放課後活動の充実を図るため、サービスの質の確保も図っていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	1,039	1,104	1,169	1,193	1,273	1,353
	実績	914	1,033	1,113			

* 令和5年度実績は見込量

⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設などを定期的に訪問し、障がい児本人や、保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための、専門的な支援を行います。

見込量を大きく上回る実績となっており、利用が急増している状況にあります。

今後も同様の状況が続くと見込まれることから、実績及び伸び率を踏まえた見込量を設定します。

民間事業所の参入が進む中、障がい児支援の充実を図るため、サービスの質の確保も図っていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	6	8	10	120	150	180
	実績	31	60	90			

* 令和5年度実績は見込量

(2) 居住系サービス

① 福祉型障害児入所施設

家庭での養育が困難な障がい児を対象とした施設で、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与など、障がいの特性に応じて支援します。

利用実績については、年度によってばらつきがある状況ですが、概ね横ばいとなっています。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。(令和4(2022)年7月に児童相談所設置自治体となったことから、板橋区の障がい児福祉計画において見込量を設定。)

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量				12	12	12
	実績	11	15	12			

* 令和5年度実績は見込量

② 医療型障害児入所施設

家庭での養育が困難な障がい児を対象とした病院などで、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療など、障がいの特性に応じて支援します。

利用実績については、年度によってばらつきがある状況ですが、概ね横ばいとなっています。

今後も同様の傾向が続くと予測し、見込量を設定します。(令和4(2022)年7月に児童相談所設置自治体となったことから、板橋区の障がい児福祉計画において見込量を設定。)

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量				15	15	15
	実績	13	18	15			

* 令和5年度実績は見込量

(3) 相談支援

① 障害児相談支援

子どもの保護者から依頼を受けて「障害児支援利用計画[※]案」を作成し、サービス事業者等との連絡調整などを行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービスなどのモニタリングを行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

利用実績は、見込量をやや上回る状況にあるとともに、微増傾向にあります。

そのため、今後も同様の傾向が続くことが見込まれることから、実績をベースに見込量を設定します。

また、成人の計画相談支援同様、セルフプランにより対応をしている人が一定数おり、成人と比較して障がい児のセルフプラン率が高くなっている状況があります。そのため、民間事業者の参入を促すとともに、事業所連絡会などを通じ、課題解決に向けた取組を進めることで、希望する人が障害児相談支援を利用し、より適切な支援を受けられる体制を整えていきます。

		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人 / 月	見込量	102	107	112	137	152	167
	実績	90	107	122			

* 令和5年度実績は見込量

4 障がい児福祉計画（第3期）におけるサービス見込量一覧

			令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所系	児童発達支援	人/月	978	1,098	1,218	1,338
	医療型 児童発達支援	人/月	9	9	9	9
	居宅訪問型 児童発達支援	人/月	1	1	1	1
	放課後等 デイサービス	人/月	1,113	1,193	1,273	1,353
	保育所等 訪問支援事業	人/月	90	120	150	180
居住系	福祉型障害児入所施設	人/月	12	12	12	12
	医療型障害児入所施設	人/月	15	15	15	15
相談支援	障害児相談支援	人/月	122	137	152	167

資料編



- 1 制度の変遷
- 2 障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）の計画目標と実績
- 3 板橋区障がい者実態調査結果
- 4 板橋区地域保健福祉計画推進本部
- 5 板橋区障がい福祉計画等策定委員会
- 6 検討経過
- 7 用語集

資料編

1 制度の変遷

制度の動向	時期	概要
障害者権利条約の批准	平成 26 年 1 月批准	平成 26 年 1 月 20 日、日本は「障害者の権利に関する」条約を批准した。障害者権利条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定している。障がい者に関する初めての国際条約である。その内容は、市民的・政治的権利や、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。
難病の患者に対する医療等に関する法律の成立	平成 27 年 1 月施行	平成 26 年 5 月 23 日、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立した。同法では、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることとなった。
障害者雇用促進法の改正	平成 28 年 4 月施行	平成 25 年 4 月、雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同年 6 月に成立した。施行は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、法定雇用率の算定基礎の見直しについては、平成 30 年 4 月 1 日）。
障害者差別解消法の成立	平成 28 年 4 月施行	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、不当な差別的取り扱いを禁止し、障がい者への合理的配慮提供に対策を取り込むことを法定義務とした。
成年後見制度の利用促進法の制定	平成 28 年 5 月施行	平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行された。成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進について、基本理念や国及び地方公共団体の責務等が示された。
発達障害者支援法の一部を改正する法律	平成 28 年 8 月施行	障害者をめぐる国内外の動向、発達障害者支援法の施行の状況等に鑑み、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の改正が平成 28 年 6 月に成立した。
法定雇用率の引き上げ	平成 29 年 5 月決定	民間企業の法定雇用率を 2.0%から平成 30 年 4 月から 2.2%に、また令和 3 年 3 月末までに 2.3%に引き上げることを決定した。平成 30 年 4 月より施行された改正障害者雇用促進法によって、これまでの身体障害者と知的障害者に加え、新たに精神障害者の雇用も義務化された。

制度の動向	時期	概要
介護保険法等の一部改正	平成 30 年 4 月施行	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に制定された。 高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に、新たに共生型サービスを位置付けることが示された。
障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	平成 30 年 4 月施行	障がい者の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 28 年 5 月に制定された。
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	平成 30 年 4 月施行	複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援、「制度の狭間」の問題など、既存制度で解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的支援体制の構築をめざし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正された。
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）	平成 30 年 6 月施行	障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定、その他の基本的事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として制定された。
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	令和元年 6 月施行	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備することをめざし制定された。「障がいの有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」を目的とし、国や自治体に、視覚障がい者等の読書環境を整備する責務を定められた。
障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直し	令和元年 7 月適用	障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲を検討するため、「障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。令和元年 5 月に開催した第 7 回検討会において対象疾病の検討が行われ、359 疾病→361 疾病に見直す方針が取りまとめられた。
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正	令和 2 年 4 月施行	障がい者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが定められた。
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）	令和 3 年 9 月施行	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定された。

制度の動向	時期	概要
障害者情報 アクセシビリティ・ コミュニケーション 施策推進法	令和4年 5月施行	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定された。
東京都手話言語条例	令和4年 9月施行	手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため「東京都手話言語条例」が制定された。
障害者基本計画の 策定	令和5年 3月決定	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障がい者施策の基本的計画として位置付けられた。令和5年3月に閣議決定され、第5次計画として、令和5年度から令和9年度が対象年度となっている。
障害者総合支援法の 一部改正	令和5年 4月及び 令和6年 4月施行	障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が公布された。
精神保健福祉法の 一部改正	令和5年 4月及び 令和6年 4月施行	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正された。精神保健福祉法が障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障がい者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するためのもの。
障害者雇用促進法の 一部改正	令和5年 4月及び 令和6年 4月施行	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「障害者の雇用の促進等に関する法律」についても一部改正された。事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれた。
法定雇用率の 引き上げ	令和6年 4月施行	雇い入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年度から2.5%、令和8年度から2.7%と段階的に引き上げることとされている。なお、国及び地方公共団体等については、3.0%（教育委員会は2.9%）とされ、段階的な引き上げに係る対応は民間事業主と同様となる。
障害者差別解消法の 一部改正	令和6年 4月施行	障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる、障害者差別解消法の改正が令和3年6月に成立した。

2 板橋区障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）の計画目標と実績

項目	国の基本指針	目標	実績
福祉施設の入所者の地域生活への移行	施設入所から地域移行者	24名以上	調整中
	施設入所者数	7名以上削減	調整中
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	協議の場を活用した検討・整備	実施
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の確保・充実	地域生活支援拠点等の確保・充実に向けた検証・検討	実施
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者	108名以上 ・移行支援：90名以上 ・就労A型：4名以上 ・就労B型：14名以上	調整中
	一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者	76名以上	調整中
	就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	5事業所以上	6事業所
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制の充実・強化等	実施	実施
障がい福祉サービス等の質の向上	障がい福祉サービス等の質の向上	実施	実施
障がい児支援の提供体制の確保	児童発達支援センターの設置	2か所以上 (現状維持及び充実)	3か所 (現状維持及び充実)
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施 (現状維持及び充実)	実施 (現状維持及び充実)
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上	0か所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	実施 (現状の維持・充実)	実施 (現状の維持・充実)
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	実施	実施
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	実施

3 板橋区障がい者実態調査結果

調整中

4 板橋区地域保健福祉計画推進本部

(1) 板橋区地域保健福祉計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「いたばし健康福祉都市宣言」の実現のための総合的な地域保健福祉施策の推進を図るため、板橋区地域保健福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、板橋区組織規則で定める部長及び担当部長、保健所長並びに板橋区教育委員会事務局組織規則で定める事務局次長及び担当部長の職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域保健福祉計画の策定に関すること。
 - (2) 地域保健福祉計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
 - (3) 地域保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。
 - (4) その他地域保健福祉に関わる重要な事項に関すること。
- 2 計画の推進にあたっては、必要に応じ、区民及び学識経験者その他区長が必要と認められた者で構成される板橋区地域保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の助言を得るものとし、協議会の設置については、別の要綱に定めるものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総務する。
- 5 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認める場合は、別表に掲げる職にある者以外の者を幹事とすることができる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。
- 10 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を幹事会に出席させ、

意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、福祉部生活支援課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月29日から施行する。

(板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱の一部改正)

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成16年7月12日一部改正)第3条第4項に規定する別表第2に「教育委員会学務課長」を追加する。

付 則

この要綱の別表第2の改正は平成18年6月23日から施行する。

付 則

この要綱の第2条第3号の改正は平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は平成22年12月15日から施行する。

2 板橋区地域保健福祉計画策定検討委員会設置要綱(平成9年6月16日区長決定)は、廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は平成25年8月26日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

幹事	板橋区保健所長 政策経営部政策企画課長 政策経営部財政課長 危機管理部地域防災支援課長 区民文化部地域振興課長 健康生きがい部長寿社会推進課長 健康生きがい部介護保険課長 健康生きがい部健康推進課長 健康生きがい部予防対策課長 健康生きがい部板橋健康福祉センター所長 健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長 福祉部生活支援課長 福祉部障がい政策課長 福祉部障がいサービス課長 福祉部板橋福祉事務所長 子ども家庭部子ども政策課長 教育委員会事務局教育総務課長 教育委員会事務局学務課長
----	---

5 板橋区障がい福祉計画等策定委員会

(1) 板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 板橋区（以下「区」という。）における障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」を策定するとともに、必要な障がい福祉サービス等の計画的な提供を定める「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定するに当たり、協議及び調査検討を行うことを目的とする、板橋区障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、区長に報告する。

- (1) 区の障がい者に関する総合的な施策を定める「障がい者計画」について
- (2) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要量の見込み
- (3) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等のサービス種類ごとの必要見込み量の確保のための方策
- (4) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- (5) その他障がい福祉サービス、相談支援及び区市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- (6) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい当事者等
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障がい福祉関係機関
- (5) 区民の代表者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は令和6年3月末日までとし、補欠又は増員により委嘱又は任命された委員の任期も、また同様とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要と認め、委員会の委員の過半数の決議を経たときは非公開とすることができる。

(部会の設置)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会が定める事項について調査検討を行う。
- 3 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成する。
- 4 委員長は、前項の規定にかかわらず、調査検討するため必要があると認める者を部会員とすることができる。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長は委員長が、副部会長は部会長が部会の委員の中からそれぞれ指名する。
- 7 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会は、部会長が招集する。

(謝礼)

第9条 委員、臨時委員及び前条第4項に規定する部会員については、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 板橋区障がい福祉計画等策定委員名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	丸山 晃	立教大学 コミュニティ福祉研究所 研究員
副委員長	齋藤 英治	公益財団法人板橋区医師会 会長
委 員	藤井 亜紀子	板橋区肢体不自由児者父母の会
〃	渡辺 理津子	板橋区手をつなぐ親の会
〃	鈴木 正子	板橋区発達障害児者親の会（I Jの会）
〃	宮副 和歩	板橋区医療的ケア児親の会
〃	越智 大輔	一般社団法人板橋区聴覚障害者協会
〃	熊懐 敬	板橋区視覚障害者福祉協会
〃	下野 勤世	板橋区難病団体連絡会
〃	糸原 仁美	板橋区民生・児童委員協議会
〃	佐々木 章吾	板橋区障がい者就労支援センター （ハート・ワーク）
〃	松村 美穂子	社会福祉法人 J H C 板橋会 指定相談事業所スペースピア
〃	宮川 裕三子	東京都立志村学園
〃	土岐 祥子	公益財団法人東京 Y W C A キッズガーデン
〃	平木 孝典	公募委員

6 検討経過

会 議	開催日	検討内容
第1回 策定委員会	令和5年4月28日(金)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の策定について
第1回 推進本部	令和5年5月16日(火)	同上
第2回 推進本部	令和5年8月1日(火)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の骨子案について
第2回 策定委員会	令和5年10月11日(水)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の素案について
第3回 推進本部	令和5年10月25日(水)	同上
第3回 策定委員会	令和6年1月17日(水) (予定)	板橋区障がい者計画 2030 及び障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)の原案について
第4回 推進本部	令和6年1月23日(火) (予定)	同上

7 用語集

あ行

あいキッズ

次代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた豊かな人間形成を願い、地域コミュニティの基盤である学校内で、放課後子ども教室事業と放課後児童健全育成事業を一体型として運営する放課後対策事業。区内全 51 区立小学校で実施。

赤ちゃんの駅

子育てを支援する取組の一環として、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるように、区立施設や民間施設などを「赤ちゃんの駅」に指定。

新たな日常

新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの世界で、変化を取り入れ、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、日本が持つ独自の強み・特性などを活かした日常。

意思疎通支援

障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成などを行う制度。

板橋キャンパス（都用地活用）

かつて東京都老人医療センター、東京都老人総合研究所、東京都板橋老人ホーム、東京都板橋ナーシングホームがあった東京都有地（板橋区栄町 35 番 2 号）を活用し、地域のニーズに合致した障がい福祉サービス事業所を整備する事業。

板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）

障がい者等の一般企業への就労の機会を広げ、就労後も安心して働き続けられるように、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談・支援を行うほか、障がいのある人の雇用を推進する企業の相談などを行う機関。

板橋区地域自立支援協議会

学識経験者、障がい当事者、障がい者団体、区内福祉施設関係者、就労関係者などを委員として構成された協議会で、区内に居住している障がい者（児）が豊かに暮らすことのできる地域づくりに関し、定期的に協議を行う協議体。

板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）

発達障がい者及びその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関や団体などへの情報提供、研修、連絡調整などを総合的に行う専門的な機関。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労をいう。

医療型児童発達支援

障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導、自立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などの支援とあわせて治療を行うサービス。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている、経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為のこと。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させる、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。また、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられることが求められている。(文部科学省内・中央教育審議会による)

インクルージョン

直訳すると、包含(包み込む・中に含む)という意味。「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」という、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会をもつ、という考え方がある。

うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障がいがかき起している状態。

音声デージー図書

視覚障がい者や印刷物を読むことが困難な人向けに、音声で聞くことのできるデジタル化された図書。普通のCDとは違い、頭出しやしおりの機能がついており、長時間の録音や再生が可能。

か行

拡大読書器

テレビ画面に文字などを大きく映し出す器械。

他の補助具と比べて、ズームで高倍率を得ることや鮮明な画像を得ることができる補助具であり、視覚障がい者の日常生活用具にも認定されている。

学校心理士

学校生活における様々な問題について、心理的教育アセスメントや子どもへのカウンセリング、教師・保護者へのコンサルテーション、学校組織へのコンサルテーションなどを行う。(一社)学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定を受けている心理専門職。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）などを行う機関。

きょうだい児

重い病気や障がいのある兄弟姉妹のいる子ども。

共同生活援助（グループホーム）

地域において自立した日常生活を営むうえで、食事・入浴などの介護や相談などの日常生活上の支援が必要な障がいのある人が、世話人などの支援を受けながら生活するサービス。

強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的な他害（睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など）及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。生来的な障がいではなく、児童期からの適切な支援や本人の特性に合った環境調整等によって、状態が大きく改善され得る。

居宅介護

自宅で入浴やトイレ、食事の介助や、家事の支援などを行うサービス。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもまたは、毎日の通所が体力的に難しい、地域に通える児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが不足している等により、希望する日数の通所による療育支援が受けられない子どもについて、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

計画相談支援

障がいのある人に対し、心身の状況や環境などを踏まえ、利用するサービス内容を定めた計画の作成や見直しを行うサービス。

言語聴覚士

言語障がい（失語症、構音障がい、高次脳機能障がい）や聴覚障がい、ことばの発達の遅れ、声や発声の障がいなど、ことばによるコミュニケーションの問題の本質や発現のメカニズムを明らかにし、対処法を見出すための検査・評価を実施し、必要に応じて訓練・指導・助言・その他の援助を行う。さらに、医師や歯科医師の指示のもと、嚥下訓練や人工内耳の調整なども行う。言語聴覚士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

高次脳機能障がい

交通事故や脳卒中などで脳が損傷され、記憶能力の障がい、集中力や考える力の障がい、行動の異常、言葉の障がいなどが生じること。

工賃

就労継続支援 B 型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のこと。

行動援護

知的障がい・精神障がいにより、自己判断能力が制限されている人に、危機回避のために必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス。

公認心理師

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人や関係者に対する相談・助言や援助等を行う。国の公認心理師登録簿への登録を受けている心理専門職。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

心のバリアフリー

障がいに対する差別や偏見、誤解や理解不足などからくる「こころの障壁（バリア）」を除去（フリー）し、社会の中で障がいがあることによる不利益を受けることなく、障がいのある人もない人もともに生活できる社会を実現していくこと。

個別避難計画

障がいのある人や高齢者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなどをあらかじめ記載したもの。板橋区では、災害の中でも水害リスクに特化した個別避難計画を作成している。

作業療法士

リハビリテーション医療の分野において、身体機能の治療だけではなく、食事・着替えなどの生活に欠かせない行為の訓練や、社会に参加・復帰するための訓練、さらに精神・心理面の領域についてもかわる。作業療法士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

サービス等利用計画

障がいのある人が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。平成 27 年 4 月から、障がい福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日の入浴・トイレ・食事の介助などを行うサービス。

肢体不自由者

上肢切断、上肢機能障がい、下肢切断、下肢機能障がい、体幹機能障がい及び運動の機能障がいを有している者。

児童相談所

児童福祉法に基づいて設置される、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるよう家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。原則 18 歳未満の子どもに関する相談や通告について、本人・家族・学校の教員・地域の方々など、どなたからも受け付けている。

児童発達支援

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などの支援を行う福祉サービス。このほか、医療型や居宅訪問型の児童発達支援がある。

児童発達支援センター

地域の障がい児が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活適応のための訓練などを行うとともに、施設の有する専門機能を活用し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。区内には令和 4 年度末時点で、加賀福祉園児童ホーム、東京 YWC A キッズガーデン、ココロネ板橋の 3 か所がある。

社会資源

その人のニーズを満たすために動員される施設や設備、資金や物資、集団や個人の有する知識や技能の総称。

社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）、観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられる。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態。

重度訪問介護

重度の障がいでもいつも介護が必要な人に、自宅での家事援助や入浴・トイレ・食事の介助、外出時の移動の補助などを行うサービス。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する方に、一定の期間、働くために必要な知識や能力の向上のために訓練を行うサービス。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対して、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労選択支援

就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の結果をもとに、ハローワークが職業指導等を行うことで、より能力や適性に合った就労を支援するサービス。

就労定着支援

一般企業に就職した障がいのある人に対して、企業・自宅などへの訪問や障がいのある人の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービス。

手話奉仕員

聴覚障がい者と聴覚障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市区町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間で身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

障害児支援利用計画

障がいのある児童が障がい児通所支援サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定障害児相談支援事業者が作成する計画（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

障がい者虐待

障害者虐待防止法において、①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいうものとされている。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置などを通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

障がい者差別

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなど。障害者差別解消法により、不当な差別的取り扱いが禁止されている。合理的配慮を行わないことも、不当な差別的取り扱いにあたる。

障がい者週間記念行事

「障がい者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。

「障がい者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいて、様々な意識啓発に係る取組を展開しており、板橋区では、毎年12月に区立グリーンホールで、コンサート・作品展示・区内障がい者団体による自主製品販売などを行っている。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

障害者手帳

身体障害者手帳（1～6級）、療育手帳（1～4度（東京都は愛の手帳））、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の3種の手帳を総称した一般的な呼称。いずれの手帳も、数字が小さいほど障がいの程度が重い。

障がい福祉サービス

個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスのこと。

心臓機能障がい

心筋梗塞、狭心症などの虚血性心疾患、弁膜症、高度な不整脈などの疾患が原因で心臓の機能が低下してしまう内部障がい。

腎臓機能障がい

慢性腎不全、糖尿病性腎症などの疾患が原因で腎臓の機能が低下してしまう内部障がい。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）に分類される。

生活介護

いつも介護が必要な人に、昼間、施設で入浴やトイレ、食事の介護や趣味、文化、教養などの活動の機会を提供するサービス。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神保健福祉士

おもに精神科医療機関や精神障がい者が入所する施設で、精神障がい者の在宅生活への移行や、その後の生活支援として、住まいや仕事・学校に関する手続き、各種支援制度・サービスの紹介や利用調整、その他日常生活を送るための支援を行う。国の精神保健福祉士登録簿への登録を受けている専門職。

成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が財産管理などを行い、本人の権利を守る制度。後見人を家庭裁判所が選任する「法定後見制度」とあらかじめ決めておく「任意後見制度」の2つの制度がある。

躁うつ病（双極性障がい）

躁状態とうつ状態をくりかえす病気。躁状態とうつ状態は両極端な状態で、その極端な状態をいつたりきたりする。

措置入院

精神障がいにより、自分を傷つけたり他人に害をおよぼすおそれ（自傷他害のおそれ）がある場合に、本人や家族の意思にかかわらず都道府県知事の権限で行われる入院。

た行

短期入所

在宅の障がいのある人を介護する人が病気の場合などに、障がいのある人が病院や施設に短期間入所し、入浴・トイレ・食事などの介助を行うサービス。障害者支援施設等においては「福祉型」、病院・診療所等においては「医療型」の2種類がある。

地域移行支援

施設退所・病院退院にあたり、住居の確保や障がい福祉サービスの体験など、地域生活に移行するための支援を行います。

地域活動支援センター

障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進そのほか、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う施設。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のこと。板橋区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」の体制整備に取り組んでいる。

地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等とは別に、地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、「必須事業」と、地方自治体の裁量で行える「任意事業」に分かれる。

地域定着支援

単身で生活する障がいのある人に、地域生活の継続のため、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

点字

視覚に障がいのある方々が触って読む文字。

東京しごと財団

働く意欲を持つ都民のために、その経験や能力を活かした雇用・就業を支援するとともに、東京の産業の振興に必要な人材の育成を図ることにより、豊かな職業生活の実現と活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された財団。

東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラーなどを配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場定着、職場復帰をめざす障がいのある人、障がい者雇用を検討している又は雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する機関。

同行援護

視覚障がいにより移動が難しい人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス。

特別支援学級

板橋区では、一部の小・中学校に特別支援学級を設置している。特別支援学級では、一人ひとりの児童生徒の持てる力を高めるための指導や、課題を改善するための指導を行っている学級。

特別支援学級には、固定級（毎日通う学級）として、知的障がい学級があり、通級指導学級（週に数時間通う学級）として、情緒障がい等学級（中学校のみ）、聴覚障がい学級（小学校のみ）、言語障がい学級（小学校のみ）がある。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教室（STEP UP 教室）

知的な発達に遅れの無い生徒に対し、通常の学級において学習上・行動上困っていることを軽減・改善や、一人ひとりに合った方法で自信をつけながら、社会的適応力を育てる指導を行うもの。

な行

内部障がい

心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいのこと。

難聴

音が耳に入ってから脳に伝わるまでのどこかの段階で障がいが起こり、音が聞こえにくくなったり、まったく聞こえなくなったりする症状。

難病

①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病と定義している。（昭和 47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」より）

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的にハンデを負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿でほかの人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

は行

発達障がい

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がい。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バリアフリー

すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁（バリア）を取り除くこと。障がいのある人を取り巻く障壁とは、

- ①歩道などの段差や車いす使用者の通行を妨げる障害物等の物理的な障壁
- ②障がいがあることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
- ③音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
- ④心ない言葉や視線、障がいのある人を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁

ハローワーク（公共職業安定所）

「国民に安定した雇用機会を確保すること」を目的として、厚生労働省が設置する行政機関。民間の職業紹介事業などでは就職に結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施している。

ピアカウンセリング

障がいのある当事者同士が自己決定権を育て合い、支え合って、平等に社会参加していくことをめざす自立生活運動から発達した、当事者の仲間（ピア）同士の精神的サポートや情報提供活動。障がい者福祉分野にとどまらず、同じ症状や悩みを持つ人同士の支援活動として行われている。

避難行動要支援者

高齢者、要介護認定者、重度の障がい者、難病患者などのうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」のこと。

平成 25 年の災害対策基本法の改正により、全国の自治体に「避難行動要支援者名簿」の策定が義務付けられている。

福祉避難所

災害時における高齢者や障がいのある人などの特に配慮が必要な要配慮者を受け入れる施設。

板橋区では区内福祉関連施設と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、福祉避難所の整備を進めている。

副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の区立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の支援を行うサービス。

法定雇用率

民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用が義務づけられている。

ま行

モニタリング

個別支援計画に沿って提供されたサービスについて、定期的実施状況を把握し、継続的なアセスメント・利用者に対する面接を行い、その効果を評価すること。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人が年齢、性別、国籍及び個人の能力にかかわらず、一人ひとりの多様性を尊重され、あらゆる場面で社会参加ができる環境を整えること。

要支援児

板橋区では、発達に遅れの疑いや心身に障がいがある子どもに対し、さらなる成長を促すことを目的として、「要支援児」として認定し、様々な配慮のうえ集団保育等を行っている。「要支援児」に認定された子どもに対する支援としては、入所施設への保育士や支援員等の増員や、巡回指導員による発達支援を行っている。

要保護児童

保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子どものこと。

要約筆記

情報保障手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳。

ら行

理学療法（士）

病気、けが、高齢、障がいなどによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。理学療法士は、理学療法士国家試験に合格し、免許を持つ専門職。

臨床心理士

臨床心理学に基づいた知識と技術で心の問題に取り組む専門家。日本では、心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員等の名称で呼ばれ、臨床心理士は、これらのうち、(財)日本臨床心理士資格認定協会の認定を受けている心理専門職。

臨床発達心理士

発達の臨床に携わる幅広い専門家として、発達をめぐる問題を査定し、具体的な支援を子どもから大人まで生涯にわたり支援する。(一社)臨床発達心理士認定運営機構の認定を受けている心理専門職。

レスパイト

「休息」「息抜き」「小休止」のこと。家族などの介護・支援を行う人に対し、一時的に代替して負担の軽減を図ることで、日ごろの心身の疲れを回復し、休息を取れるように援助するサービスをレスパイトケアという。